

平成 2 1 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成20年行政監査(庁舎の管理(安全対策と環境対策を中心として)について)、平成20年工事監査、平成20年財政援助団体等監査、平成20年随時監査、平成20年各会計定例監査、平成19年度決算審査(各会計歳入歳出)、平成19年行政監査(指定管理者制度による公の施設の管理について、公共交通機関の整備・運営について)、平成19年財政援助団体等監査、平成19年各会計定例監査、平成18年度決算審査(公営企業各会計)、平成18年行政監査(病院における収入管理について、都の土地及び建物の管理について)、平成18年各会計定例監査及び平成17年財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成21年6月1日

東京都監査委員	こいそ	明
同	名 取 憲	彦
同	三 栖 賢	治
同	筆 谷	勇
同	金 子 庸	子

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成20年行政監査（庁舎の管理（安全対策と環境対策を中心として）について）	3
平成20年工事監査	23
平成20年財政援助団体等監査	34
平成20年随時監査	44
平成20年各会計定例監査	45
平成19年度決算審査（各会計歳入歳出）	53
平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について） ..	54
平成19年行政監査（公共交通機関の整備・運営について）	57
平成19年財政援助団体等監査	58
平成19年各会計定例監査	60
平成18年度決算審査（公営企業各会計）	63
平成18年行政監査（病院における収入管理について）	64
平成18年行政監査（都の土地及び建物の管理について）	65
平成18年各会計定例監査	65
平成17年財政援助団体等監査	66

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知があった。今回、通知を受けた件数は235件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりである。残る123件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表1) 講じた措置の件数

区分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回措置 C	改善中 A-(B+C)
平成20年 行政監査 (庁舎の管理(安全対策と環境対策を中心として))	平成20.9.24 ~平成21.2.4	指摘	97	-	78	19
		意見・要望	30	-	22	8
		計	127	-	100	27
平成20年 工事監査	平成20.1.18 ~平成21.1.14	指摘	35	-	34	1
		意見・要望	3	-	3	0
		計	38	-	37	1
平成20年 財政援助団体等監査	平成20.9.17 ~平成21.1.21	指摘	65	-	33	32
		意見・要望	9	-	3	6
		計	74	-	36	38
平成20年 随時監査	平成20.11.12 ~平成20.12.18	指摘	2	-	2	0
		意見・要望	-	-	0	0
		計	2	-	2	0
平成20年 各会計定例監査 (平成19年度執行分)	平成20.1.17 ~平成20.9.5	指摘	103	61	22	20
		意見・要望	7	2	2	3
		計	110	63	24	23
平成19年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成20.7.17 ~平成20.9.5	指摘	20	13	5	2
		意見・要望	1	0	0	1
		計	21	13	5	3
平成19年 行政監査 (指定管理者制度による公 の施設の管理について)	平成19.9.26 ~平成20.1.31	指摘	36	22	8	6
		意見・要望	4	0	0	4
		計	40	22	8	10
平成19年 行政監査 (公共交通機関の整備・運営 について)	平成19.9.18 ~平成20.1.31	指摘	1	1	-	-
		意見・要望	11	8	2	1
		計	12	9	2	1
平成19年工事監査	平成19.1.18 ~平成20.1.23	指摘	38	38	-	-
		意見・要望	3	2	0	1
		計	41	40	0	1
平成19年 財政援助団体等監査	平成19.8.27 ~平成20.1.23	指摘	49	45	3	1
		意見・要望	8	6	2	0
		計	57	51	5	1
平成19年 各会計定例監査 (平成18年度執行分)	平成19.1.16 ~平成19.9.5	指摘	114	103	7	4
		意見・要望	7	6	0	1
		計	121	109	7	5
平成18年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成19.6.1 ~平成19.9.3	指摘	9	7	2	0
		意見・要望	1	0	1	0
		計	10	7	3	0
平成18年 行政監査 (病院における収入管理に ついて)	平成18.9.6 ~平成19.1.17	指摘	33	22	2	9
		意見・要望	-	-	-	-
		計	33	22	2	9
平成18年 行政監査 (都の土地及び建物の管理 について)	平成18.9.5 ~平成19.1.17	指摘	26	24	1	1
		意見・要望	8	6	0	2
		計	34	30	1	3
平成18年 各会計定例監査 (平成17年度執行分)	平成18.1.12 ~平成18.9.8	指摘	57	56	1	0
		意見・要望	4	4	-	-
		計	61	60	1	0
平成17年 財政援助団体等監査	平成17.9.7 ~平成18.2.1	指摘	33	32	1	0
		意見・要望	8	7	1	0
		計	41	39	2	0
平成16年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成17.6.3 ~平成17.9.7	指摘	11	10	0	1
		意見・要望	-	-	-	-
		計	11	10	0	1
合 計		指摘	729	434	199	96
		意見・要望	104	41	36	27
		計	833	475	235	123

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

区 分		事 例	件 数
指 摘	法律・条例等に従い、安全管理対策や環境対策を講じたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品やPCB廃棄物等を鍵のかかる棚や箱に保管した。 ・避難通路及び避難口を適切に確保した。 ・東京都グリーン購入ガイドに従い、電化製品等を購入している。 	57件
	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特命随意契約を競争契約に改めた。 ・過大に交付した補助金を返還させた。 ・財産の使用許可を適切に行った。 ・過大な契約金額を減額是正した。 	85件
	会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの	<ul style="list-style-type: none"> ・設計時の適正な積算。 ・産業廃棄物処理に係る適正な手続・処理。 	30件
	新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様の統一と単価、積算方法の共通化を行った。 ・月々の使用電力に見合った契約電力に変更した。 ・単価契約工事の範囲を具体的に定めた。 	27件
小 計			199件
意 見 ・ 要 望	事務のより一層の改善を図ったもの	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者の選定方法を改善した。 ・積算システムの改定を行った。 	8件
	安全対策・環境対策の増進に努めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・什器、備品類の転倒防止、落下防止措置を講じた。 ・アイドリング・ストップの周知を図った。 ・再資源の利用をさらに周知、促進させた。 	25件
	効率的な資金運用に努めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・利回りの高い商品で運用することにした。 ・協定を改正し、運用対象を拡大した。 	3件
	小 計		
合 計			235件

また、平成20年各会計定例監査において、重点監査事項として「特命随意契約」について監査を実施した結果、競争性、透明性を確保するため、特命随意契約を見直すよう指摘等を行ったものが18件あった。このうち、競争による契約等を実施し、これまでに改善が図られたものは15件(83%)である。

なお、主な事例をあげると、以下のとおりである。

- ・スポーツ施設予約センターの特命随意契約の見直しを行うべきもの(経済効果：1,645万余円)
- ・島しょ農林水産総合センターにおけるネットワークシステムの運用に係る保守委託の契約方法を見直すなど適正に事務を行うべきもの(経済効果：123万余円)

第2 報告の内容

〔平成20年行政監査（庁舎の管理（安全対策と環境対策を中心として）について）〕

（1）庁舎の安全対策について

事 項	什器・備品類の転倒・落下防止対策を検討すべきもの
監査結果の要約	<p>各事業所においては、事業所防災計画に基づき、地震による災害を防止し、職員その他の生命及び身体の安全並びに都の所有に属する財産及び物品の保全を図ることとしている。</p> <p>ところで、各庁舎内に設置されている什器、備品類に対する固定・補強等の状況について見たところ、表3のとおり、書庫、更衣箱、テレビ等に対して地震発生時の転倒・落下等を防止するための措置を十分に講じていない事業所が多数認められた。</p> <p>各局は、早急に各庁舎の状況を点検のうえ、有効な固定・補強を行うなど、地震が発生した場合の庁舎内における什器・備品類の転倒・落下等の防止対策を検討されたい。</p>

（表3）什器・備品類の転倒・落下防止措置が不十分な事業所及び講じた措置の概要

局 名	庁 舎 名	講じた措置の概要
総務局	第一本庁舎	北展望室及び南展望室のパンフレットを置く書庫を、直接壁面に固定した。
主税局	中央都税事務所	執務室の書庫を地震止めにより、その他の箇所の書庫及びテレビ等も、固定・補強した。
	大田都税事務所	什器・備品について、設置場所及び転倒可能性等を確認・点検の上、必要な措置を講じた。
	立川都税事務所（立川合同庁舎）	什器類を、点検の上、金具で留めた。
生活文化スポーツ局	計量検定所	職員の執務室に設置されている什器等について、固定金具を取り付けた。
	東京ウィメンズプラザ	スチール製書棚等を、ポール式転倒防止器具で壁面に固定した。
都市整備局	第一区画整理事務所 再開発事務所 多摩建築指導事務所（立川合同庁舎）	書庫・ロッカー等の什器を、転倒防止金具で固定した。
中央卸売市場	築地市場	事務室の什器を、L字金具等で壁に固定した。
	大田市場	事務室の什器・備品類の下に、転倒防止用マットを設置した。

局 名	庁 舎 名	講じた措置の概要
港湾局	東京港建設事務所（港南庁舎） 東京港管理事務所（港南庁舎、日の出庁舎、辰巳庁舎） 調布飛行場管理事務所	執務室内ロッカー、給湯室の茶たんす等について、転倒防止器具の取付を行った。
東京消防庁	八王子消防署 立川都民防災教育センター 本部庁舎 消防防災資料センター	速やかに転倒・落下防止措置を実施した。
交通局	都庁前駅	施設内の転倒防止措置状況を再確認し、不備と思われる箇所について転倒防止のための固定等を行った。
	渋谷自動車営業所 江戸川自動車営業所	什器、備品類について、地震発生時の転倒・落下等を防止するための措置を講じた。
	志村車両検修場	什器・備品類の転倒・落下防止の危険性を点検の上、必要な転倒・落下防止の措置を講じた。
下水道局	有明水再生センター	什器類を壁に固着するなどの措置を講じた。
	流域下水道本部 多摩川上流水再生センター	什器類の固定や連結などの転倒防止策を実施した。
教育庁	農芸高等学校 西高等学校 立川ろう学校 羽村特別支援学校	転倒防止措置を行った。
	中央図書館	改修工事終了後（平成21年1月）、転倒防止措置を講じた。
	多摩教育センター	庁舎内の配置変更後、転倒防止措置を講じた。
警視庁	府中運転免許試験場	自動販売機の脚部に、転倒防止板を取り付けた。

事 項	不良箇所を適切に改善すべきもの
監査結果の 要約	各庁舎における、平成19年度及び平成20年度の消防設備点検に係る結果報告書について見たところ、表4のとおり、改善すべき事項について、点検業務の受託者から、繰り返し指摘等を受けているにもかかわらず、各所では、監査日現在においても、改善に向けた対応が行われておらず、点検業務委託の成果が活用されていない。 各局は、点検結果報告に基づき、消防設備の不良箇所を適切に改善されたい。

(表4) 消防設備の不良箇所を改善していない事例及び講じた措置の概要

局 名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
都市整備局	再開発事務所	消火器の交換 非常電源の部品交換	消火器の交換及び非常電源の部品交換を行った。
産業労働局	東京障害者職業 能力開発校	防火・排煙設備の不良箇所	7箇所について、閉鎖障害が認められたため、修繕を行った。
交通局	都庁前駅	スプリンクラー設備及び防火・排煙設備の不良箇所	修理を完了した。
	志村車両検修場	製造から10年以上経過した消火器は更新が望ましいが、製造から19年が経過した消火器が使用されている。	製造から10年以上経過した消火器は、平成21年2月末にすべて交換した。
教育庁	農芸高等学校	消火器ホース金具破損 誘導灯・標識部品紛失	消防設備等の不良箇所について、修繕等の対応を完了した。

事 項	消防設備を適正に管理すべきもの
監査結果の 要約	各庁舎における、消防設備の管理状況について見たところ、表5のとおり、不適正な事例が認められた。 各局は、消防設備を適正に管理されたい。

(表5) 消防設備の不適切な事例及び講じた措置の概要

局 名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
主税局	立川都税事務所	庁舎南側にある作業場に設置された消火器は、平成14年以降、保守点検が行われていない。	平成21年度契約から、消防設備点検委託の対象範囲に含め管理していくようにした。
都市整備局	多摩建築指導事務所	倉庫内の消防設備は、平成7年以降、保守点検が行われていない。	消火器は買い替え、火災報知機は平成20年12月に動作確認し、正常であることを確認した。
環境局	多摩環境事務所	検査室内の消防設備は、平成4年以降、保守点検が行われていない。	消防設備保守点検委託契約を、平成20年12月12日に締結し、平成21年1月13日に設備の保守点検を実施した。
病院経営本部	大塚病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下駐車場に配置されている消火器は、設置図面上の位置と実際の設置場所が異なっている。 ・ 地下駐車場の倉庫については、保管している物品が障害となり、消火器の設置場所が確認できない。 ・ 消火器1本が所在不明となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器の再確認を行い、実際の設置場所の設置図面を作成した。 ・ 倉庫については、消火器の設置場所が分るように整理整頓し、倉庫の扉に消火器設置場所の案内板を設置した。 ・ 所在不明の消火器は、付近で発見し、新設置図面上の位置に設置した。
産業労働局	東京障害者職業能力開発校	1階正面玄関左側防火戸前に不用となった立看板を置いているため、防火戸が機能していない。	速やかに、立看板を正規の設置箇所へ移動した。
	城南職業能力開発センター	<p>教室の工事に伴って、移動した消火器5本について2回の保守点検が行われていない。</p> <p>それにもかかわらず、当該消火器の点検委託料を支払っている。</p>	<p>消火器5本については、再点検を実施した。</p> <p>また、委託契約の履行に当たっては、検査員及び担当者等による完了確認を徹底することとした。</p>
交通局	木場車両検修場	6階、7階に設置されている避難器具(緩降機)は、平成11年以降、点検が行われていない。	当該避難器具の点検を完了した。
教育庁	羽村特別支援学校	消火栓の前に車椅子4台、椅子1台、段ボール等が山積みになっている。	消火栓前の物品を撤去した。

事 項	避難通路及び避難口を適切に確保すべきもの
監査結果の 要約	火災等の災害発生時の安全で円滑な避難のためには、障害物のない避難通路・避難口の確保が不可欠である。 各庁舎における、避難通路等の状況について見たところ、表6のとおり、不適切な状況が多数認められた。 各局は、避難通路及び避難口を適切に確保されたい。

(表6) 避難通路及び避難口が適切に確保されていない事例及び講じた措置の概要

局名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
総務局	公文書館	<ul style="list-style-type: none"> 6階講堂奥の避難通路に、長ソファが配置されているため、通路の幅員が確保されていない。また、屋内消火栓前に、地図等の大型図面ケースが山積みされている。 消火器の設置数、設置場所が、配置図と相違していることを防火管理者が把握していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難通路前のソファ及び屋内消火栓前の図面ケースを撤去した。 消火器の設置数及び設置場所については、配置図どおり設置し、防火管理者が適切に把握することとした。
主税局	中央都税事務所	<ul style="list-style-type: none"> 各階通路部分にパーテーションを固定し、避難経路が見通せない。 1階避難口のドアは内側から開けることができず、また、その外側は自転車置場となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 2～5階は、パーテーションの一部を撤去して避難通路が見通せるよう改善し、1階及び6階については完全に撤去した。 1階避難口ドアは開閉できるよう整備し、外側自転車置場は廃止し避難口を確保した。
	立川都税事務所	2F会議室奥の避難通路に物品を保管している。	避難通路から物品を撤去し、避難通路及び避難口を確保した。
都市整備局	第一区画整理事務所	2階南側の避難階段に通じる避難口は表示板が死角となり見えない。また、避難口前に、テーブル等が置いてあるため、避難の障害となっている。	什器の移動、障害物の撤去を行った。
	多摩建築指導事務所	倉庫の通路は、法定の幅員を確保していないところがある。 倉庫の避難通路である1階階段の前に、避難の障害となる物品が雑然と置かれている。	
建設局	第五建設事務所	2階廊下に衝立が置かれており、災害発生時には避難口を塞ぐ危険がある。	衝立を撤去し、避難経路及び避難口を適切に確保した。
東京消防庁	消防防災資料センター	<ul style="list-style-type: none"> 非常進入用ベランダ3か所に設置された赤色灯が全て消えていた。 3～8階の非常進入口としている窓は、法定の幅を満たしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 赤色灯は、速やかに電球を交換した。 3～8階の法定の幅を満たしていない窓については、非常用進入口の表示を速やかに撤去した。
交通局	都庁前駅	避難経路に指定されている通路部分は、法定の通路幅が確保されていない。	通路部分のロッカーを他の場所へ移動し、避難通路を確保した。
	大島総合庁舎	庁舎5階北側の非常進入口兼非常口前に転倒防止策を施していないロッカーが設置されている。	転倒防止のための器具を設置し、避難口を確保した。

局名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
教育庁	多摩教育センター	2階レストランフロアにて <ul style="list-style-type: none"> ・ 食器棚が設置されていること、厨房の扉が通路側に常時開いていることから、避難通路は法定の幅員が確保されていない。 ・ 防火戸の前にレストランの物品が置かれているため、閉鎖できない。 	レストラン業者に対し、厨房の扉は必要の都度、開閉するよう指導するとともに、防火戸前の物品を撤去させ、避難通路及び避難口を確保した。
警視庁	府中運転免許試験場	避難経路として指定している場所にパーテーションを設置し、物置として使用している。	避難通路に設置していたパーテーションについては、撤去した。
議会局	都議会議事堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階議会図書館の荷物ロッカーに転倒防止措置がされておらず、転倒した場合には、避難通路を遮断してしまう状況となっている。 ・ 1階北側の議員食堂の入口付近にガラス張のサンプルケースが置かれているが、転倒防止やガラスの飛散防止対策がされていないため、避難通路の安全性が確保されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷物ロッカーは、転倒防止器具により壁面に固定した。 ・ サンプルケースは、議会レストラン運営事業者に指導して、耐震マットを敷設し、固定させるとともに、ガラスの全面にガラス飛散防止フィルムを貼らせた。

事 項	薬品等を適切に管理すべきもの
監査結果の要約	<p>事業所が取り扱う薬品等については、濃度や保管量等に応じて、管理方法等に関する法令の規制の対象とならないものがある。しかしながら、薬品等の有毒性、引火や接触による危険性から、当然、適切な管理が求められる。</p> <p>そこで、各局の事業所における薬品等の管理状況について見たところ、表7のとおり、不適切な状況が認められた。</p> <p>各局は、庁舎内の点検を行うとともに、薬品等を適切に管理されたい。</p>

(表7) 薬品等が適切に管理されていない事例及び講じた措置の概要

局 名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
総務局	竹芝庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2か所の現像室に不用となった現像液、薬品、廃液等が多数放置されている。 ・ ごみ集積所に、蓋が開いた状態で薬品入りの段ボール箱を置いている。 	現像室やごみの集積所に放置されていた現像液、薬品等を撤去・搬出した。
財務局	都議会議事堂	地下1階機械室で、「苛性ソーダ」と表示されたポリタンクを適切な保管庫に入れていない。	建物管理受託者に指示し、同機械室内に転倒防止対策を講じた鍵のかかる保管庫に保管させた。 また、当該保管庫には「医薬外劇物」の表示を行った。
主税局	大田都税事務所	ドライエリアに使用予定のないバッテリー等や、内容物不明のドラム缶が2本放置されている。	内容物不明のドラム缶は、廃棄の契約を行い、搬出した。また、バッテリーについては、施錠できる場所に保管した。
	立川都税事務所	ポンプ室内部に、管理者不明の灯油等が放置されている。	灯油は、環境局が使用するストーブ用のものだったが、現在は既に使い切った。
生活文化スポーツ局	計量検定所	空調機械室外ドライエリア倉庫にある「フロン」と表示された缶は、錆が生じ劣化している状況で看過されている。	産業廃棄物処分委託契約により、廃棄処分をした。
福祉保健局	東村山老人ホーム	不用となった自動車用バッテリー8個が、駐車スペースに放置されている。	構内にある鍵のかかる倉庫で保管するよう改めた。
病院経営本部	大塚病院	「水酸化ナトリウム」の入ったポリタンクが、屋上に2個放置されている。	水酸化ナトリウムの廃棄処分を特別管理産業廃棄物処分業許可業者に委託し、処分した。
産業労働局	中央・城北職業能力開発センター板橋校	「クロム酸」を含有する溶液(リチウムプロマイド)の入ったポリタンク容器8個が屋上機械室に放置されている。	産業廃棄物として毒物・劇物の処理業者による廃棄を行った。
中央卸売市場	食肉市場	水処理センター脇の屋外の資材置場に、アセチレンガスボンベ、内容物不明の一斗缶、開口状態のグリース缶などが放置されている。	アセチレンガスボンベは業者に回収させた。また、一斗缶、グリース缶については、鍵のかかる倉庫に保管した。

局 名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
交通局	大島総合 庁舎	庁舎地下1階の棚に、「塩酸」 を放置している。	庁舎管理委託業者を指導し、施錠できる 薬品庫に保管した。
	木場車両 検修場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物貯蔵庫内で、ホワイト トガソリンを適切な容器に入 れず、ペットボトルに入れて保 管している。 ・ 指定管理場所以外の場所 に、トルエンを放置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホワイトガソリンは金属製缶（4） に移して危険物倉庫内に保管した。ペット ボトルは乾燥後、ペットボトル廃棄場所に 廃棄した。 ・ トルエン（金属製缶4）は危険物倉 庫に保管した。
	志村車両 検修場	工場危険物倉庫内の床に、 「硫酸」が置かれている。	硫酸（500cc容器1本）は、排水中和 装置の硫酸タンクに投入し処分した。

事 項	庁舎内の危険箇所に対する安全対策を講ずべきもの
監査結果の 要約	各庁舎について見たところ、表8のとおり、職員及び利用者にとって危険な状況が認められた。 各局は、バリアフリー法やユニバーサルデザインガイドラインの観点等を踏まえ、利用者等にとっての危険箇所等を再点検するとともに、安全対策を講じられたい。

(表8) 危険箇所の事例及び講じた措置の概要

局名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
主税局	大田都税事務所	床高が低く、人の転落の危険がある窓に、転落防止措置がされていない。	使用時以外は窓の施錠を徹底することを所内に周知した。
	立川合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階の採光窓は、大人でも出入りできる十分な幅と高さがあり、床高も低く、人が転落する危険があるが、安全対策を講じないまま、全開で使用している。 ・ 階下が吹き抜けとなっている2階廊下の手すりは、床高が低いうえに、子どもでも足をかけることができる仕様のため、人が転落する危険があるが、安全対策を講じていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階採光窓については、清掃の際に出入りする必要があることから、平常時には金具で歯止めをかけ、半開きまでしか開かないようにし、必要ないときは、施錠する等の周知徹底を図った。 ・ 2階廊下(手すり)については、当該手すりの隙間に板を埋めるなど、改善策を講じた。
病院経営本部	大塚病院	P C B 廃棄物などを保管する特別管理産業廃棄物保管庫は、扉が閉まると内側から開かない構造となっており、閉じ込められる危険がある。	管庫の扉の鍵を南京錠で施錠するよう改修し、閉じ込められる危険性を解消した。
東京消防庁	八王子消防署	天日干している消防ホースの真下が職員用の喫煙所となっている。	職員用喫煙所については、速やかに別の場所に移動した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	広域輸送拠点として必要なスペースを確保すべきもの	<p>各市場は、東京都地域防災計画により、広域輸送拠点（陸上輸送基地）として緊急物資の受入れ、一時保管、積替えなどの役割が与えられている。</p> <p>北足立市場及び大田市場は、災害マニュアルでそれらに必要なスペースを予め定めておかなければならないと規定しているにもかかわらず、これを行っておらず適切でない。</p>	<p>災害時の広域輸送拠点として必要なスペースを定めた。</p>
中央卸売市場	災害対策マニュアル等に従い、必要な物品等を確保すべきもの	<p>災害マニュアル等で定めている救出、救護用の資機材、非常用物品等の確保状況等について見たところ、次のとおり不適切な状況が認められた。</p> <p>北足立市場及び大田市場で・懐中電灯等の必要品を備えた災害ボックスが設置されていない。</p> <p>大田市場で、飲料水等を汲み上げるための移動式小型発電機に係る周辺機材等の備蓄品が不足していた。</p>	<p>災害対策ボックスについては、北足立市場、大田市場ともに設置をした。</p> <p>大田市場は、飲料水対策として、移動式小型発電機ではなく、発電設備を利用するよう市場災害マニュアルを改めた。</p>
福祉保健局	非常用自家発電機の管理を適切に行うべきもの	<p>福祉保健局の各施設では、地震等の大規模災害時においても、必要な電力の供給を一定期間維持するため、軽油等を燃料とする非常用自家発電機を設置している。</p> <p>ところで、児童会館及び北療育医療センター城南分園に設置してある同発電機の管理状況を調査したところ、貯蔵量が減少しているにもかかわらず、補給するなどの措置がとられていない。</p>	<p>児童会館では、貯蔵タンクは満杯（120）を基本とし、定期点検等で燃料が消費された際には、その都度軽油を補充させることとした。</p> <p>また、城南分園では、98ℓの軽油を充填することとし、毎年の点検の際には保管量を確認し、減少した軽油を補充することとした。</p>
総務局	共同防火管理体制を適正に整えるべきもの	<p>都庁第一本庁舎は、消防法で定める特定防火対象物であることから、東京都のほか各テナント等がそれぞれ管理権原者、防火管理者（以下「管理権原者等」という。）を選任し、複数権原による共同防火管理体制を取らなければならない。</p> <p>ところで、第一本庁舎の1フロアの一部を使用しているAの取扱いについて見たところ、管理権原者等を選任していないことが認められた。</p> <p>庁舎の管理者である総務局は、Aに管理権原者等を選任させ、東京都本庁舎共同防火管理協議会の構成員として共同防火管理に参加させなければならない。</p>	<p>平成20年12月4日、Aから管理権原者等の選任届の提出を受け、東京都本庁舎共同防火管理協議会の構成員とし、同日付で、東京消防庁新宿消防署長宛に、共同防火管理協議事項変更届出書を提出した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	消防計画等について適正に管理すべきもの	<p>消防法によれば、管理権原者は、防火管理者を定め、消防計画を作成し、防火管理上必要な業務を行わせなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、農芸高等学校では、平成13年度に消防計画を作成し、消防署に提出しているとしているが、当該消防計画が見当たらない状況となっている。</p>	<p>農芸高等学校は、平成21年3月に、消防計画を作成し、消防署へ提出した。</p>
交通局	火災予防上、適切な措置を構すべきもの	<p>各事業所の火災予防に係る状況を確認したところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>渋谷自動車営業所 火気厳禁としている油類倉庫の出入口そばに灰皿を設置している。</p> <p>江戸川自動車営業所 火気厳禁としている給油スタンド脇に吸殻入れを設置している。</p> <p>木場車両検修場 作業時に火花を発生するグラインダー（電動ヤスリ）の周辺に、可燃廃棄物置場があり、灯油のポリタンクを置いている。</p>	<p>および については、灰皿と吸殻入れは即時撤去し、火気厳禁について職員に徹底した。</p> <p>については、可燃廃棄物置場は、工作室出入口付近に移動し、ポリタンクは敷地内の産業廃棄物保管施設に収めた。また、グラインダー脇には水を入れたバケツを用意した。</p>
主税局	ＩＣカードの仕様を見直すべきもの	<p>局は、セキュリティ対策のため、一部の庁舎への入館について、ＩＣカードによる入館規制を行っているが、ＩＣカードの仕様について見たところ、セキュリティ確保の点から、不十分なものとなっている。</p>	<p>現在使用中のＩＣカードは、セキュリティ対策の向上を図り、新たに作成するＩＣカードは、改善した仕様とする。</p>
主税局	庁舎管理を適切に行うべきもの	<p>局が所管する庁舎の庁舎管理について見たところ、一部の庁舎において、次のとおり管理状況が不十分であった。</p> <p>警備範囲が不十分である、出入口の施錠が不十分である、サーバ室の空調管理が不十分である、素通しの窓のため、保管書庫内部が見通すことができる。</p>	<p>平成21年度契約から、警備範囲を拡大するなど、仕様書の見直しを行い、庁舎管理の改善を図った。</p>
交通局	セキュリティ対策を適切に行うもの	<p>局における、セキュリティ対策について見たところ、一部の庁舎において、扉の施錠対策に不十分な状況が認められた。</p>	<p>庁舎会議において、日中の仮泊室等、無人となる箇所の扉及び窓の施錠を周知徹底した。</p>
教育庁	ＩＣカードの管理基準を設けるとともに取扱いを適切に行うべきもの	<p>庁では、ＩＣカードによる学校への入校等規制を行っている。</p> <p>ところで、ＩＣカードの取扱い等について見たところ、庁は、管理基準を定めておらず、一部の学校では、予備カードの保管や貸与カードの整理等の状況が不適切なものとなっている。</p>	<p>ＩＣカードの取扱いについては、各校において、管理簿による管理・保管などの管理体制を整備することとし、平成21年3月、全都立学校に対して周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	学校に対し毒物・劇物の保管管理方法を具体的に指導すべきもの	<p>農芸高等学校、立川ろう学校、西高等学校における理化学実験用の毒物・劇物の保管管理について見たところ、いくつかの不適な点が認められた。</p> <p>これらの主な原因として、庁が毒物・劇物の保管管理について、「安全教育の手引き」（東京都教育委員会編）において、一般的な注意事項と、根拠法令として毒劇法があることを示すのみで、危害防止（管理）規程、管理簿の様式やその他の取扱方法について、具体的に指導していないことがあげられる。</p>	<p>左記3校は、危害防止（管理）規程の制定、理化学実験用の保管庫及び容器の毒物・劇物の表示、管理簿での在庫確認等を行った。</p>
環境局	庁内管理者として毒物・劇物の存置状態について、関係者に早急な改善を求めるべきもの	<p>廃棄物埋立管理事務所における薬品等の管理状況について見たところ、Bが所有する毒物・劇物について不適切な状況が認められた。</p> <p>研究室の薬品保管室に毒物・劇物が保管されているが、薬品保管室及び保管容器に毒物・劇物の表示がない。また、無施錠のスチール棚にも置かれている。</p> <p>工作室では、劇物の苛性ソーダが入ったポリ容器が7個、劇物の表示のないまま、床に放置されている。</p>	<p>研究室の劇物については、環境科学研究所に運び、財団法人東京都環境整備公社東京都環境科学研究所薬品管理取扱要綱（以下、要綱）に基づいて、適正な管理を行っている。</p> <p>苛性ソーダについては、保管容器に劇物の表示を速やかに行い、薬品保管室内の施錠ができるロッカーに移動するとともに劇物の表示を行い、要綱に基づいた適正な管理を行っている。</p>

(2) 庁舎の環境対策について

事 項	東京都グリーン購入ガイドに従って電気製品を購入すべきもの
監査結果の 要約	<p>都は、「東京都グリーン購入ガイド」に従い、環境に配慮した物品及び役務の調達を行うこととしているが、各庁舎における電気製品の購入について見たところ、購入契約の仕様書に、東京都グリーン購入ガイドの環境配慮仕様を記載していないため、表9のとおり、環境配慮仕様を満たしていない製品が納品されていることが認められた。</p> <p>各局は、東京都グリーン購入ガイドに従って電気製品を購入されたい。</p>

(表9) 東京都グリーン購入ガイドの環境配慮仕様を満たしていない電気製品及び講じた措置の概要

局 名	庁 舎 名	購入品目	数量	講じた措置の概要
総務局	竹芝庁舎	エアコン	1	今後、電気製品を購入する際には、契約の仕様書に、東京都グリーン購入ガイドの環境配慮仕様を記載するなど、当ガイドに従って購入することを、職員に周知した。
福祉保健局	東村山ナーシングホーム	冷蔵庫	8	
		テレビ	1	
	府中療育センター	冷蔵庫	1	
		電子レンジ	1	
	児童会館	冷蔵庫	1	
北多摩看護専門学校	エアコン	2		
病院経営本部	墨東病院	テレビ	1	
	大塚病院	冷蔵庫	3	
		テレビ	2	
		白熱電球	50	
松沢病院	テレビ	2		
中央卸売市場	北足立市場	冷蔵庫	1	
交通局	渋谷自動車営業所	エアコン	1	
	江戸川自動車営業所	エアコン	2	
教育庁	農芸高等学校	パソコン	6	
		冷蔵庫	1	
		ノートパソコン	2	
	羽村特別支援学校	テレビ	3	
		冷蔵庫	1	
		エアコン	1	

事 項	アイドリング・ストップを周知するよう努めるべきもの
監査結果の 要約	<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例によれば、20台以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、必要な事項を表示したものの掲出等の方法により周知しなければならない、と定められている。</p> <p>ところで、各庁舎の20台以上の駐車場について見たところ、表10及び表11のとおり、監査日現在、アイドリング・ストップについての表示が掲出されていない、表示はあるが駐車車両から見やすい位置に掲出されていない、などの状況が認められた。</p> <p>各局は、自動車の排気ガス削減のため、適切な方法でアイドリング・ストップを周知するよう努められたい。</p>

(表10) 表示が掲出されていない駐車場及び講じた措置の概要

局 名	庁 舎 名	講じた措置の概要
都市整備局	多摩建築指導事務所	アイドリング・ストップ周知のため、必要な掲示を行った。
福祉保健局	東村山老人ホーム、東村山ナーシングホーム、府中療育センター、北療育医療センター城南分園	
病院経営本部	松沢病院	
産業労働局	東京障害者職業能力開発校、城南職業能力開発センター、労働相談情報センター八王子事務所	
建設局	第五建設事務所・江東治水事務所合同庁舎、西多摩建設事務所	
港湾局	港南庁舎、日の出庁舎、辰巳庁舎	
東京消防庁	立川都民防災教育センター	
交通局	大島総合庁舎	
下水道局	蔵前庁舎	
教育庁	多摩教育センター、羽村特別支援学校	

(表11) 表示が駐車車両から見やすい位置に掲出されていない駐車場及び講じた措置の概要

局 名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
病院経営本部	広尾病院	駐車車両から見える位置に表示されていない	駐車車両から見える位置にアイドリング・ストップの表示板を掲出した。
	墨東病院	立体駐車場のエレベータ脇に表示があるが、車両からは見えない	
港湾局	調布飛行場管理事務所	3箇所の駐車場のうち、事務所前駐車場には表示がない	
下水道局	多摩川上流水再生センター	事務所前駐車場には表示があるが、工事業者使用部分にはない	

事 項	特別管理産業廃棄物について
監査結果 の要約	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という）では、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものを、特別管理産業廃棄物として、厳重に保管し、適正に処理するよう規定している。</p>
	<p>ア 特別管理産業廃棄物に関する帳簿を適正に記載すべきもの</p>
	<p>病院等では、廃掃法で規定する特別管理産業廃棄物（注射針などの感染性廃棄物、検査等に使用したキシレンの廃液（爆発性のある廃油））が発生し、排出事業者は収集運搬から処分までの経過を帳簿に記載するよう義務付けられているが、表 1 2 のとおり、帳簿を設置していない、あるいは記載の漏れがある事例が認められた。</p> <p>局は、特別管理産業廃棄物に関する帳簿を適正に記載されたい。</p>
	<p>イ P C B 廃棄物を適切に保管すべきもの</p>
	<p>すでに使用を終了した高圧コンデンサ、トランス等の重電機器で P C B を含有しているもの（以下「P C B 廃棄物」という）及び現在使用中もしくは使用を終え保管中の重電機器のうち、P C B を含有しているものについては、法に基づいて適正に保管及び処分をしなければならないが、各庁舎における P C B 廃棄物の保管状況及び重電機器の状況について見たところ、表 1 3 及び表 1 4 のとおり、適切でない状況が認められた。</p> <p>各局は、P C B 廃棄物を適切に保管されたい。</p>

（表 1 2）特別管理産業廃棄物に関する帳簿の不適切な庁舎及び講じた措置の概要

局 名	庁 舎 名	内 容	講じた措置の概要
福祉保健局	東村山老人ホーム 東村山ナーシングホーム 府中療育センター 北療育医療センター城南分園	帳簿がない	特別管理産業廃棄物に関する帳簿を作成し、適切に記載、管理している。
病院経営本部	大塚病院	帳簿がない	平成 2 0 年度分から特別管理産業廃棄物に関する帳簿を整備し、適切に記載、管理している。
	広尾病院、墨東病院	廃液について記載がない	平成 2 0 年度分から廃液について帳簿の記載を行った。

(表13) PCB廃棄物の不適切な保管状況及び講じた措置の概要

局名	庁舎名	内容	講じた措置の概要
主税局	立川都税事務所	保管場所内に可燃ごみが置かれている。また、保管場所の表示が基準を満たしていない。	保管容器の周囲に置かれていた可燃ごみを全て除去し、表示については、基準を満たしたものに変更した。
生活文化スポーツ局	計量検定所	特別管理産業廃棄物管理責任者の有資格者がいない。	副所長兼管理指導課長が「平成20年度特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」を受講し、有資格者となった。
都市整備局	第一区画整理事務所	飛散・流出防止措置をしていない。	保管容器による保管を行った。
	再開発事務所		
産業労働局	労働相談情報センター 国分寺事務所	PCB廃棄物保管場所の表示が基準を満たしていない。	基準を満たした規格でPCB廃棄物保管場所の再掲示を行った。
中央卸売市場	築地市場	PCB廃棄物保管場所2か所のうち1か所で表示がない。 特別管理産業廃棄物管理責任者の変更届を提出していない。	表示がなかったPCB廃棄物保管場所について、保管場所の入口に表示を行った。 また、特別管理産業廃棄物管理責任者の変更届も提出した。
建設局	北多摩南部建設事務所	転倒防止措置をしていない。 飛散・流出防止措置をしていない。	使用が終わった重電機器2台は、転倒防止のため、4角をワイヤーで鉄パイプに括り付けた。また、保管中にPCBが機器からしみだす場合を想定し、プラスチックのトレイを機器の下に置き、受け皿とした。
教育庁	立川ろう学校	特別管理産業廃棄物管理責任者の有資格者がいない。	職員が特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講・修了し、特別管理産業廃棄物管理責任者の有資格者となった。
	多摩教育センター		

(表14) 重電機器のPCB含有の確認をしていない事例及び講じた措置の概要

局名	庁舎名	内容	講じた措置の概要
建設局	第五建設事務所	使用中のトランス1台	平成21年度にPCB含有有無検査を実施するよう準備契約を進めた。
交通局	江戸川自動車営業所	保管中のコンデンサ2台及び開閉器1台	保管中の重電機器については、PCBを含有していないことを確認した。
	志村車両検修場	保管中の蛍光灯安定器9台	9台のうち、7台についてPCBを含有していることを確認し、適正に保管した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
主税局	公印帳票類の廃棄処理について適切な管理を行うべきもの	<p>局は、公印帳票類のうち、印刷工程で発生した破損、汚損、刷り損じ及び在庫破棄分については、帳票類印刷業務等の受託者に対して、溶解等の方法によって処理するよう、委託仕様書に明記している。</p> <p>ところで、この廃棄処理について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。</p> <p>公印帳票類の印刷数に比して、38%を超える大量の廃棄数量が発生しているにもかかわらず、原因分析等行っていない。</p> <p>具体的な指示を行わず、廃棄処理を受託者に一任しているため、廃棄処理された帳票の種類、数量が特定できない。</p> <p>溶解処分業者の処理証明書を徴していないため、処分業者への搬入日や溶解処理日が確認できない。また、受託者からの報告は、搬入の単位(枚)と処分の単位(kg)が異なり、整合性がないため、搬入された廃棄帳票類が全て、溶解処理されたかどうかを確認できない。</p>	<p>については、平成21年2月から、在庫報告書の様式を改訂し、廃棄の発生原因・数量が確認できるよう改めた。</p> <p>については、平成21年1月から、局の廃棄指示により行い、作業終了後、溶解処理証明書を添付して報告するよう手続を改めた。</p> <p>また、搬出場所、溶解処分場に職員が立会い、全量廃棄の確認を行うよう手順を見直した。</p>
教育庁	ごみの排出原因を追究するとともに削減に努めるべきもの	<p>中央図書館のペットボトル排出量について見たところ、平成18年度は1,655kg、平成19年度は1,490kgであり、排出量を来館者数等で換算すると、毎日、概ね6人に1人が、持ち込んだペットボトルを図書館のごみとして出している結果になる。</p> <p>図書館は、ペットボトルの排出について、持ち込んだペットボトル等は、持ち帰らせる、館内の自動販売機で販売したペットボトル等は、回収ボックスにより販売業者に回収させる等、ごみ減量対策を講じているとしているが、排出量は両年度において改善されておらず、その原因を追究していないのは適切でない。</p>	<p>ごみ置場の配置場所及びその利用者等の点検・分析を定期的に行った結果、大半は利用者集積分であることが判明したため、職員が利用者に対して、入館時の説明、館内での持ち帰り呼びかけなどを行うことなど、一層のごみ減量対策に努めることを周知徹底した。</p>
環境局	各局が適切に現況調査を行うよう、指導強化に努めるべきもの	<p>環境局はPCB廃棄物連絡協議会の事務局となり、平成20年度には保管状況に関するチェックシートを作成して配布するなど、保管状況の適正化に努めている。</p> <p>しかし、各局のPCB廃棄物の保管場所を実査したところ、不適切な事例が5割以上に上っていることから、都全体について改めて現況調査を行うとともに、各局への指導を強化する必要がある。</p>	<p>平成21年1月に、「PCB廃棄物連絡協議会幹事会」を開催し、PCB廃棄物保管基準を遵守するための具体的な方法及び不適正保管の事例を説明した。</p> <p>また、各局において保管基準が遵守されているかを確実にチェックするよう指導した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
<p>総務局 (竹芝庁舎 (公文書館))</p> <p>都市整備局 (再開発事務所)</p>	<p>廃棄物処理を適正に行うべきもの</p>	<p>事業活動に伴って発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という)により、事業者が自らの責任において適正に処理すること、運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならないこと、廃棄物処理の受託者は、その処理を他人に再委託してはならないこと、と規定されている。</p> <p>各局における廃棄物処理について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。</p> <p>公文書館は廃棄物の運搬・処理業務について、実際に当業務を行っている廃棄物処理業者との間で直接契約を締結していない。</p> <p>旧北新宿地区事務所閉鎖に伴う不用品等収集運搬・処分委託において、受託業者がその処理を第三者に委託している。</p>	<p>廃棄物の収集運搬・処分委託については、排出事業者として、平成20年12月12日に処分業者と、同月16日に運搬業者との間で、直接契約を締結した。</p> <p>再開発事務所において、今後、厳重に注意して廃棄物処理を行っていく。</p>
<p>主税局 (立川合同庁舎)</p> <p>福祉保健局 (東村山老人ホーム・北多摩看護専門学校)</p> <p>建設局 (北多摩南部建設事務所)</p>	<p>廃棄物処理料金を適切に支出すべきもの</p>	<p>各局は、一般廃棄物の収集運搬を単価契約で委託しているが、契約単価は、収集運搬の料金と、各市の条例で定められた、市の処理施設における処分料金(以下「市の処分料金」という)の合計となっている。</p> <p>また、契約に係る入札(見積競争)は消費税抜きの金額で行われるため、各事業所は、落札単価に消費税を加算した金額を契約単価としている。</p> <p>この契約単価について見たところ、以下のとおり不適切な状況が認められた。</p> <p>東村山市、東大和市、府中市においては、市の処分料金を非課税としているにもかかわらず、東村山老人ホーム、北多摩看護専門学校、北多摩南部建設事務所においては、市の処分料金にも消費税を加算した額を契約単価としている。</p> <p>立川市においては、市の処分料金を内税としていることから、契約単価のうち処分にかかる金額は市の処分料金と同額とすべきである。</p> <p>しかし、立川合同庁舎においては、誤って市の処分料金に消費税を加算して契約単価としている。</p> <p>これらのため、市の処分料金に加算された消費税額を試算すると、29万余円が不経済支出となっている。</p>	<p>東村山老人ホーム及び北多摩看護専門学校、北多摩南部建設事務所では、平成21年度準備契約において、処分料から消費税額を除いた額を見積単価とし、契約を行った。</p> <p>立川合同庁舎においては、一般廃棄物の収集運搬処理に係る消費税の取扱いについて、事務連絡により、適正な事務処理を周知徹底した。</p>

(3) 庁舎の適正・効率的な管理について

事 項	財産の使用許可を適切に行うべきもの
監査結果の要約	<p>地方自治法等では、財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるとしているが、各庁舎の財産の使用許可に関する状況を確認したところ、表15及び表16のとおり、許可手続きが行われていないなどの不適切な事例や、飲料水の空き缶等を回収するため使用者が設置した容器の占有面積が、許可面積に含まれていない事例が認められた。</p> <p>各局は、財産の使用許可を適切に行われたい。</p>

(表15) 許可手続きが行われていないなどの不適切な事例及び講じた措置の概要

局 名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
病院経営本部	松沢病院	喫茶室が使用している物置及び更衣室が、使用許可の範囲から逸脱している。	喫茶室より物置及び更衣室を含んだ使用許可変更の申請書を出させ、新たな使用許可を行った。
産業労働局	中央・城北職業能力開発センター板橋校	校の倉庫に、業者が技能検定に要する資機材を保管しているが、財産の使用許可手続きが行われていない。	20中職人第1619号により使用許可を行った。
	労働相談情報センター八王子事務所	食堂の通用口外に、使用許可の範囲を逸脱して、物置が置かれている。	20労相調第1352号により使用許可を行った。
交通局	渋谷自動車営業所	所の敷地北側のフェンスに、東京電力株式会社に看板を設置させているが、財産の使用許可を行っておらず、設置の経緯も不明である。	東京電力株式会社と協議の結果、設置の必要性がないことを確認し、平成20年10月末に東京電力株式会社が撤去した。
	志村車両検修場	場の敷地内に、埋設管の腐食防止のため、東京ガス株式会社の機器を設置させているが、財産の使用許可を行っていない。	行政財産の使用許可の申請に基づき、平成21年2月25日に許可をした。

(表16) 空き缶等を回収するため使用者が設置した容器の占有面積が、許可面積に含まれていない事例及び講じた措置の概要

局 名	庁 舎 名	講じた措置の概要
総務局	竹芝庁舎	使用者からの使用許可申請に基づき、使用許可を行った。
主税局	中央・大田・中野・練馬各都税事務所	回収容器等の占有面積を許可面積に含めるとともに、容器の設置数が過多にならないよう、各所に通知した。
環境局	廃棄物埋立管理事務所 中防休憩施設レストハウス 第三排水処理場管理棟	平成21年度の行政財産の使用許可に当たっては、飲料水の空き缶等回収容器の占有面積を許可面積に含めて、20環埋管第566号により許可した。
東京消防庁	都民防災教育センター(立川、池袋、本所) 消防防災資料センター	空き缶等回収容器の設置については、行政財産の使用許可手続きを行った。
下水道局	流域下水道本部 多摩川上流水再生センター	使用許可の変更手続きを行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	行政財産使用料の請求を適正に行うべきもの	<p>局は、事業所に自動販売機等を設置する者に対して、行政財産の使用許可をしている。</p> <p>この使用許可に当たっては、交通局公有財産規程により、主として職員の利便に供するため、低い価格で提供する時には、使用料を減額又は免除している。</p> <p>ところで、当該使用許可の状況について見たところ、免除規定に該当しないたばこの自動販売機についても、使用料を免除しており適正でない。</p>	<p>たばこの自販機については、平成21年4月1日から、使用料を徴収する旨を平成21年2月5日付通知により、自動販売機設置者へ通知した。</p>
教育庁	契約電力を見直し電気料金の節減に努めるべきもの	<p>中央図書館では、東京電力との電気需給契約において、契約電力を920kWとしているが、直近2か年の最大需要電力実績を見たところ、最大でも850kWであった。</p> <p>仮に、平成20年の契約電力を850kWとした場合、平成20年1月から監査日現在までの電気料金は、113万余円節減できたことになる。</p>	<p>平成20年12月30日から、契約電力を860kWへと変更した。</p>
警視庁	電力契約を変更する等電気料金の節減に努めるべきもの	<p>運転免許試験場における電気需給契約について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>鮫洲運転免許試験場では、契約電力を570kWとしているが、直近2か年の最大需要電力実績を見たところ、最大でも485kWである。</p> <p>仮に平成20年の契約電力を485kWとした場合、平成20年1月から監査日現在までの電気料金は、106万余円節減できたことになる。</p> <p>さらに、契約電力を500kW未満の契約に変更することにより、東京電力が、その請求月を含めた直近の1年間のなかで、最も使用した月の電力を基本料金として、毎月、自動的に更新（見直し）を行うことから、効率的に、基本料金の節減が可能となる。</p> <p>府中運転免許試験場では、契約電力を934kWとしているが、直近2か年の毎月の最大需要電力の実績を見たところ、最大で847kWである。</p> <p>仮に、平成20年の契約電力を、847kWとした場合には、平成20年1月から監査日現在までの基本料金は、109万余円節減できたことになる。</p>	<p>については、契約電力を平成21年3月分から「500kW未満の区分」に変更した。</p> <p>については、契約電力を平成21年3月分から平成20年の最大需要電力である835kWに変更した。</p>

〔平成20年工事監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	東京都建設リサイクル推進計画・同ガイドラインに基づく再生資源の利用促進を適切に行うよう検討すべきもの	<p>都は、「東京都建設リサイクル推進計画・同ガイドライン」を定め、公共工事の実施に当たって、環境への負荷が少ない再生資源の利用に努めることとしており、舗装の路盤材については、再生路盤材を調達すべき特別品目として定めている。</p> <p>しかし、武蔵野の森公園南側地区整備工事の園路舗装工について見たところ、アスファルト舗装（2,329m²）の上層路盤では、特別品目ではない新材の粒度調整砕石を用いて施工している。</p>	<p>局は、平成20年10月に工事課課内会議を開催し、「本ガイドライン」、「環境物品等調達方針」について改めて周知徹底した。</p> <p>また、平成21年1月、公園緑地部は、東・西公園緑地事務所の設計・工事担当者会を開催し、再度、環境物品の積極的な利用促進を指導した。</p>
下水道局	高圧コンデンサ設備の設計を適切に行うべきもの	<p>芝浦水再生センター電気設備改良工事は、高圧コンデンサ設備等を設置するものである。</p> <p>ところで、高圧コンデンサ設備の仕様について見たところ、本工事で採用する同設備は高圧受電に比べ電流容量が小さく経済性に優れた特別高圧受電仕様のもので十分であるにもかかわらず、高圧受電仕様のもので採用し設置していた。</p> <p>このため、積算額約116万円が過大なものとなっている。</p>	<p>施設管理部は、平成20年10月に工事監査説明会を開催し、設計担当係長等関係職員に、高圧コンデンサ設備の設計時における注意事項を周知徹底した。</p> <p>芝浦水再生センターでは、平成20年11月に設計担当者会議を開催し、高圧コンデンサの設計時における注意事項などを周知徹底した。</p>
教育庁	施設照明設備についてライフサイクルコストを考慮し検討すべきもの	<p>都立調布養護学校校舎増築電気設備工事において、電極放電を利用した発光方式の蛍光灯照明（昇降装置付）を取り付けているが、この照明は電極が消耗し球切れが生じる。</p> <p>仮に、消耗する電極のない無電極放電灯照明とすれば、ランプの交換やそのための昇降装置の必要はなく、設置費用及びランプ交換費用約231万円が縮減でき、廃棄物の軽減にもつながる。</p>	<p>平成20年4月に、営繕課設備係の係会を実施し、照明器具の設置について、ライフサイクルコストを考慮し適切な器具を選定することを再確認した。</p> <p>また、平成20年10月に営繕課・3学校経営支援センター技術職合同打合せ会を開催し、指摘内容について説明し、改めて周知・徹底を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
総務局 (島しょ)	園地整備の客土について適正に設計すべきもの	<p>大賀郷園地整備工事における地被類植栽のための客土施工厚について見たところ、園地内の在来地盤を一律に厚さ50cmで掘削し、客土に置換えるものとして設計・施工している。</p> <p>しかし、道路工事設計基準では、植生客土厚は、20～30cmとしており、30cmの客土施工で十分に地被類の定着が可能である。</p> <p>このため、積算額約969万円が過大となっている。</p>	<p>工事関係職員を対象とする「工事監査報告会」を平成21年1月に開催し、指摘内容を報告、職員へ問題点の周知を図った。併せて、参加者全員に、複数の担当者によるチェックの徹底を確認した。</p>
都市整備局	改良土埋戻し工の積算を適正に行うべきもの	<p>下水道管布設工事及び街路築造工事において、下水道管布設に伴う改良土埋戻し工について見たところ、改良土の運搬をほぐした状態の土量で運搬単価を算定しているが、局積算基準では土の運搬単価は、地山(固まった状態)土量で算定することとなっている。</p> <p>このため、積算額約243万円が過大となっている。</p>	<p>平成20年9月に「土木技術交流会」を開催し、本件も含めた指摘事項の報告を行い、局内横断的な周知を図った。</p> <p>当該事務所において、チェックリストの見直しや複数によるチェック体制の強化を図ることとし、課内に周知した。</p>
都市整備局	L形側溝設置工の積算を適正に行うべきもの	<p>下水道管布設工事及び街路築造工事におけるL形側溝設置工の積算について見たところ、L形側溝設置費と合わせて基礎工として基礎砕石、基礎コンクリート、敷きモルタル等を計上している。</p> <p>しかし、局積算基準のL形側溝設置費には、基礎工に相当する費用が含まれており、基礎工を二重に計上した結果、積算額約90万円が過大となっている。</p>	<p>平成20年9月に「土木技術交流会」を開催し、本件も含めた指摘事項の報告を行い、局内横断的な周知を図った。</p> <p>当該事務所において、チェックリストの見直しや複数によるチェック体制の強化を図ることとし、課内に周知した。</p>
病院経営本部	ファンコイルユニットの積算を適正に行うべきもの	<p>都立神経病院ファンコイル・ドレン管ほか改修工事におけるファンコイルユニット(空調用放熱器)の積算について見たところ、本部で定めているファンコイルユニットの標準単価は、定流量弁及びボール弁の費用を含めて設定されているにもかかわらず、改めて定流量弁及びボール弁を計上している。</p> <p>また、可とう継手は、フランジ接合で積算しているが、ねじ込み接合で十分であり、施工もねじ込み接合となっている。</p> <p>このため、積算額約186万円が過大なものとなっている。</p>	<p>各病院の施設担当係長会を平成20年12月に開催し、今回の指摘内容を周知した。積算に当たっては、「工事標準仕様書」、「小規模工事の実施マニュアル」により、標準単価の内容や手続き等を十分確認するよう指示した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	高木剪定の単価設定を適正に行うべきもの	<p>世田谷市場植栽管理委託における高木の幹周120cm以上180cm未満、180cm以上の剪定の積算について見たところ、市場基準では、単価表、定期刊行物等に当単価がない場合は、見積りにより単価を設定しているが、見積りによる単価を用いず、割高な単価を用いて積算している。</p> <p>このため、積算額約115万円が過大なものとなっている。</p>	<p>事業部施設課全体会等において指摘の内容を説明し、原因や問題点などを整理した結果を伝え、周知徹底と注意喚起を図るとともに、書類確認者を1名増やすなど、チェック体制の強化を指示した。</p>
中央卸売市場	照明器具の単価設定を適正に行うべきもの	<p>食肉市場市場棟増築電気設備工事における防湿仕様のステンレス製逆富士型照明器具の単価について見たところ、市場で定めた標準価格がないためカタログ価格により単価設定している。</p> <p>しかし、標準価格のない場合には、1建設資材定期刊行物、2公表価格(カタログ価格)、3見積価格の順で採用することとなっており、同照明器具の価格は、1に掲載されているにもかかわらず、2のカタログ価格を用いている。このため、積算額約113万円が過大なものとなっている。</p>	<p>事業部施設課全体会等において指摘の内容を説明し、原因や問題点などを整理した結果を伝え、周知徹底と注意喚起を図るとともに、一人ひとりの役割分担を明確にし、チェック漏れが起こらない体制をとるよう指示した。</p>
中央卸売市場	冷媒配管用銅管の保温工事等の積算を適正に行うべきもの	<p>大田市場花き棟定温倉庫冷蔵設備改修工事の冷蔵設備における冷媒配管用銅管の保温工事及び保温撤去の積算について見たところ、銅管を保温する場合の単価は、銅管の保温単価を管径に応じて換算し適用すべきであるが、換算して行われていない。このため、積算額約73万円が過大なものとなっている。</p>	<p>事業部施設課全体会等において指摘の内容を説明し、原因や問題点などを整理した結果を伝え、周知徹底と注意喚起を図るとともに、「工事積算チェック役割分担表」の様式を変更し、チェック漏れが起こらない体制をとるよう指示した。</p>
建設局	昼夜間工事における鉄筋の加工組立て等の単価設定を適正に行うべきもの	<p>中央環状品川線中目黒換気所下部工事におけるニューマチックケーソン躯体工の鉄筋加工組立て、圧接について見たところ、作業が昼夜間工事(24時間施工)であることから「夜間作業あり」として夜間施工単価を設定している。</p> <p>しかし、局積算基準では、「夜間作業あり」とする単価は、夜間のみ作業を行う場合の単価であり、昼夜間工事(24時間施工)で行われる各作業を、夜間施工単価のみで積算していることは適切でない。その結果、約5,128万円が過大となっている。</p>	<p>局は、平成21年1月の技術担当課長会において、工事監査の結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>所は、平成21年2月10日付けの契約変更により、減額は正を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	舗装こわし工の単価設定について検討すべきもの	<p>杉並区内における配水小管布設替工事は、老朽化した配水小管を更新するために布設替えなどを行うものである。</p> <p>このうち、小型掘削機（バックホウ0.13m³）による厚さ5cm以下の舗装こわし工について見たところ、局積算基準では、10cm以下は一律の単価として定めているが、建設局の積算基準では、同機械を使用した場合の厚さ5cm以下の舗装こわし工の単価が設定されている。</p> <p>仮に、この単価を準用すれば、積算額約1,016万円を縮減することが可能となり、今後発注される工事にも同様な効果を得ることができる。</p>	<p>舗装こわし工の単価設定については、5cm以下の舗装取り壊しについて、新規に設定し、同時に当局積算システムの改定を行った。</p> <p>また、20水建技管第68号により、関係各部に通知し、周知徹底を図った。</p>
水道局	泥濃式推進工事における機械器具の供用日数を適正に算出すべきもの	<p>日野市内の配水本管新設工事において泥濃式推進工事に使用する機械器具の供用日数について見たところ、局積算基準では、「実日数」に「供用日の割増率（1.5）」を乗じて算出することとしているが、誤って、さらに「雨天割増（1.1）」を乗じて算出し、この日数を用いて機械器具の損料を算定したため、積算額約439万円が過大なものとなっている。</p>	<p>積算基準の雨天割増に関する記述を改定し、再発防止を図った。このことについて、平成20年10月に関係部長あてに通知した。</p> <p>また、平成21年1月13日の契約変更により減額は正した。</p>
下水道局	路面覆工の積算を適正に行うべきもの	<p>港区南青山一、二丁目付近再構築工事における立坑部（2箇所）の路面覆工の積算について見たところ、立坑内の作業に際して、覆工板の日々開閉のみを行う場合には、「覆工板の設置、撤去」を適用すべきであるにもかかわらず、覆工板を支える受桁等の設置撤去歩掛を含む「覆工板・受桁の設置、撤去」の歩掛を適用し、計上している。</p> <p>このため、積算額約349万円が過大なものとなっている。</p>	<p>指摘額については、平成20年7月2日付の契約変更により、減額は正を行った。</p> <p>また、建設部は、平成20年7月の拡大工事・設計課長会において、指摘内容及び再発防止策を周知するとともに、同年10月の職場研修で、設計施工に従事する関係職員に徹底を図った。</p>
下水道局	重建設機械の分解・組立費の積算を適正に行うべきもの	<p>千代田区三崎町二丁目、神田神保町二丁目付近再構築その5工事における重建設機械の分解・組立費について見たところ、鋼製セグメント圧入工法で使用する重建設機械は、局積算基準の80t吊以下クローラクレーンを適用すべきであるところ、300t吊以下クローラクレーンを適用している。</p> <p>また、本工事では掘削機を使用しないにもかかわらず、掘削機の分解・組立費も計上している。</p> <p>このため、積算額約394万円が過大なものとなっている。</p>	<p>建設部は、平成20年7月の拡大工事・設計課長会において、指摘内容及び再発防止策を周知するとともに、同年10月の職場研修で、設計施工に従事する建設部系列の関係職員に徹底を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
下水道局	<p>矩形渠におけるインバート築造の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>豊島区千早四丁目付近管渠整備工事は、豊島区千早四丁目付近の浸水被害の軽減を図るため、雨水調整池として矩形渠を布設するものである。</p> <p>ところで、矩形渠築造工について見たところ、底版に設置するインバートは、設計図に基づきコンクリートとしているにもかかわらず、割高なモルタル工で積算している。</p> <p>このため、積算額約295万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成20年7月の拡大工事・設計課長会において、指摘内容及び再発防止策を周知した。</p> <p>当該事務所においては、設計図と積算内容の整合確認、類似工事との単価比較による精査について周知徹底を図るとともに、二重チェックによるチェック体制の強化を図った。</p>
下水道局	<p>防音ハウス電動シャッターの積算を適正に行うべきもの</p>	<p>東陽幹線その5工事は、合流式下水道を改善する一環として、墨田区一部区域の汚水を収容するためのシールド工事を行うものである。</p> <p>このうち、工事用立坑の防音ハウス車両出入り口用の電動シャッターについて見たところ、製品費の見積額の9割の額を用いて積算しているが、局積算基準では電動シャッターの積算は、製品費の見積り額の9割に1/2を乗じて計上することとしている。</p> <p>このため、積算額約244万円が過大となっている。</p>	<p>指摘額については、平成20年12月17日付の契約変更により、減額は正を行った。</p> <p>建設部は、平成20年7月の拡大工事・設計課長会において、指摘内容及び再発防止策を周知し、当該事務所においては、同年11月に審査担当職員によるチェックマン会議を行い、二重チェックと係員への指導を徹底した。</p>
総務局 (島しょ)	<p>落石防護柵工の単価設定を適正に行うべきもの</p>	<p>道路災害防除工事(八の3)は、都道青ヶ島循環線への落石等を防除するため、落石防護柵等を施工するものであるが、落石防護柵工の設計変更における基礎削孔工の積算について見たところ、斜面に支柱を建て込むために用いる材料費を、見積額の10倍の単価で計上している。</p> <p>また、トラッククレーン運転費の1日当りの運転時間の算定に当たり、局積算基準があるにもかかわらず、適用していない。</p> <p>このため、積算額約448万円が過大なものとなっている。</p>	<p>工事関係職員を対象とする「工事監査報告会」を平成21年1月に開催し、指摘内容を報告、職員へ問題点の周知を図った。併せて、参加者全員に複数担当者によるチェックの徹底を確認した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
総務局 (島しょ)	硬岩掘削における一次破碎工の積算を適正に行うべきもの	<p>街路築造工事(198-4の8)ほか3件の工事は、八丈空港と八重根港、神湊港を結ぶ都市計画道路を整備するものである。</p> <p>このうち、硬岩を壊すための静的破碎剤による一次破碎工の積算に当たって、硬岩の削孔は、国積算基準を用い、国積算基準にない破碎剤充填等は、静的破碎剤協会の歩掛を用いて積算している。</p> <p>しかし、破碎剤充填等の積算に用いた同協会歩掛にも削孔相当分が含まれており、これを控除すべきところ、控除していない。</p> <p>このため、積算額約1,440万円が過大なものとなっている。</p>	<p>工事監査報告会を平成21年1月に開催し、指摘内容を報告、職員へ問題点の周知を図った。併せて、参加者全員に複数担当者によるチェックの徹底を確認した。</p> <p>また、積算基準にない歩掛等については、課内検討会等で歩掛の内訳等について検討することを徹底した。</p>
財務局 (島しょ)	受変電設備の積算を適正に行うべきもの	<p>都立大島高等学校(H19)電気設備工事は、教室の冷暖房設備に電気を供給するため受変電設備等の設置を行うものである。</p> <p>このうち、受変電設備の変圧器、コンデンサ、コンデンサ用リアクトルについて見たところ、特記仕様書ではいずれも絶縁に油を用いる油入型を使用することとし、数量はそれぞれ1台と記載しているにもかかわらず、積算では、絶縁に油を使用しない割高なモールド型とし、また、コンデンサの数量は2台で計上している。</p> <p>このため、積算額約135万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成20年12月に建築保全部において、監査指摘事項再発防止検討会を開き、特記仕様書と積算内訳書との整合を確実に図るよう徹底するとともに、設計内容の変更が積算に適切に反映されるようチェックリストを作成し、再発を防止することとした。</p>
教育庁 (島しょ)	グラウンド改修に伴うトラック舗装工の積算を適正に行うべきもの	<p>都立大島セミナーハウス(18)敷地造成その他整備工事のグラウンド改修に伴うトラック舗装工について見たところ、舗装に必要なアスファルト混合物の敷均しや転圧について、歩道部で用いる機械を選定し積算しているが、当該舗装箇所は、より効率の良い車道部に用いる機械で敷均しや転圧が十分可能であり、車道部に用いる機械により積算することが適正である。</p> <p>このため、約142万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成20年8月に営繕課土木担当者会を開催し、設計・積算時における現場条件に即した機械選択、工事監督時の使用機械の現場確認等について徹底するようにした。</p> <p>同年10月に営繕課・3学校経営支援センター技術職合同打合せ会を開催し、指摘内容等について説明した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	仕上げ工事における数量計算を適正に行うべきもの	<p>東京都立萩山実務学校（H19）プール棟改築工事は、施設の老朽化に伴い、プール等の改築を行うものである。</p> <p>このうち、プール施設の仕上げ工事の積算について見たところ、プールサイドの塗り床材の面積は722m²とすべきところ、塗り床材の必要がない部分を含め815m²を計上している。</p> <p>このため、積算額約121万円が過大となっている。</p>	<p>平成20年10月に「臨時建築定例会」を、また、同年11月に「契約管財課工事係会」を開催し、指摘内容を踏まえて、仕上げ工事における数量計算を適正に行うように周知した。</p>
病院経営本部	ICU改修工事における機械設備の積算を適正に行うべきもの	<p>大久保病院ICU改修工事（再）は、ICU（集中治療室）エリア内のポストICU6床を、SCU（脳卒中ケアユニット）3床とHCU（ハイケアユニット）2床に変更し、1床を廃止する等の改修を行うものである。</p> <p>このうち、各床に1台設置している天井吊り医療機器（インポート）の撤去等の積算について見ると、1床廃止することに伴い、1台撤去するところ、6台撤去、5台再取付けの費用を計上している。</p> <p>このため、積算額約288万円が過大となっている。</p>	<p>各病院の施設担当係長会を平成20年12月に開催し、指摘内容を周知するとともに、工種のまたがる工事では各担当及び係長とでチェックを十分に行い、「小規模工事の実施マニュアル」等により、手続きに漏れのないよう、十分確認するよう指示した。</p>
産業労働局	防水工事におけるシリコンシートの積算を適正に行うべきもの	<p>平成18年度東京国際展示場会議棟屋根ほか防水補修工事は、経年劣化した屋根の防水補修を行うものであるが、このうち、東展示棟ガラス屋根のサッシュ枠の防水補修の積算について見たところ、本防水補修工事のシリコンシートの数量は約3,500mであるにもかかわらず、約7,100mで積算を行っている。</p> <p>このため、積算額約1,682万円が過大なものとなっている。</p>	<p>事務の誤りや漏れを防ぐため「工事管理チェックシート」を作成し、また、同様の事態が発生しないように指摘事項の概要・今後の対応等を文書にし、部内に周知した。</p> <p>また、総務部総務課施設係との技術協力等の支援体制を確立した。</p>
建設局	仮設材運搬工の積算を適正に行うべきもの	<p>街路築造工事（その2）は、環状8号線若木地区の街路を築造するため、街きょ工、車道舗装工、電線共同溝設置工等を施工するものである。</p> <p>このうち、電線共同溝の特殊部（マンホール）を設置するために使用する軽量鋼矢板土留の仮設材運搬工について見たところ、設計変更により、特殊部（マンホール）の設置数が9箇所から8箇所となり、8箇所分の7.868tに変更すべきであるが、500tとして積算している。</p> <p>このため、約382万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成21年1月の技術担当課長会において、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>所は、平成20年12月に、ミスを防ぐためのチェック体制強化の検討会議を開催し、ダブルチェックを徹底することとした。</p> <p>また、全職員への周知を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	土工事における数量計算を適正に行うべきもの	<p>舎人公園B地区北側園地便益施設新築工事（その2）は、舎人公園未開園区域の整備に伴い、売店・休憩所等の便益施設の新築を行うものである。</p> <p>このうち、基礎築造に伴う土工事の積算について見たところ、根切り（掘削）土量は、局積算基準によると373m³であるにもかかわらず、920m³を計上している。</p> <p>そのため、積算額約145万円が過大となっている。</p>	<p>局は、平成21年1月の技術担当課長会において、工事監査の結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>また、所は、課内説明会、公園緑地部主催の設計工事担当者会で指摘事項を周知し、関係職員に注意喚起した。</p>
東京消防庁	外構工事における信号機コンクリート基礎の積算を適正に行うべきもの	<p>消防技術安全所（H19）外構整備工事は、構内道路を新設都道に接続させるため、改良等を行うものである。</p> <p>このうち、構内信号機移設の積算について見ると、同信号機のコンクリート基礎の鉄筋量は、約12.7kgであるにもかかわらず、1,000倍の12.7tとして計上されている。</p> <p>このため、積算額約189万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成20年3月に課内会議を開催し、平成20年工事監査の結果を課員に周知した。</p> <p>また、今回の指摘事項についての原因究明を目的とした事例研究を実施して、指導を行った。</p>
交通局	頂部保護コンクリート工の積算を適正に行うべきもの	<p>浅草線宝町駅エレベーター設置及び防災改良土木・建築その他工事における躯体頂部の保護コンクリート工の積算について見たところ、コンクリート量は、保護に必要な面積95m²に厚さ0.1mを乗じ9.5m³と計上すべきところ、95m³として計上している。</p> <p>このため、積算額約162万円が過大なものとなっている。</p>	<p>指摘額については、平成20年3月24日付けの契約変更により減額是正を行った。</p> <p>また、平成21年度から工事積算基準を体積表示から面積表示に変更し、誤りをなくすようにする。</p>
水道局	設計変更における道路舗装の撤去・復旧工の数量計算を適正に行うべきもの	<p>大田区矢口一丁目における配水管布設替工事は、老朽化した配水管の布設替えを行うものである。</p> <p>このうち、道路舗装の撤去・復旧工について見たところ、現場の舗装構造が当初設計と異なるため、新たな舗装構造を追加して設計変更を行っているが、その際に、一部を重複して計上している。</p> <p>このため、積算額約339万円が過大なものとなっている。</p>	<p>指摘箇所の誤りについては、平成20年5月26日付で契約変更を再度行い、適正な数量に修正した。</p> <p>また、設計変更時において担当者以外の二重チェックを行い、チェック体制を強化するよう平成20年6月及び8月の給水部系列の設計係長会で周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	到達立坑における圧入工の積算を適正に行うべきもの	<p>大井給水所（仮称）から品川区八潮三丁目地先間送・配水管新設工事は、大井給水所（仮称）の築造に伴い、第一城南幹線から給水所への送水管（1000mm）及び給水所から地区配水のための配水本管（800mm）を、さや管による推進工法で施工するものである。</p> <p>このうち、到達立坑築造の設計変更における鋼製セグメントの圧入工の積算について見たところ、圧入に必要な発動発電機の運転の日数は、32.8日であるにもかかわらず、328日として計上している。</p> <p>このため、積算額約361万円が過大なものとなっている。</p>	<p>指摘額については、平成20年10月7日付の契約変更により減額は正した。</p> <p>また、東部・西部建設事務所進行管理会議及び工務・工事係長会において、本案件について周知した。</p> <p>さらに、再発防止のために、設計及び施工部所に対し、設計積算の適正と審査の徹底を指示した。</p>
中央卸売市場	専門工事業者に直接発注する場合における石綿処理工事の共通費の計上を適正に行うべきもの	<p>19築地市場水産物部立体駐車場1階石綿除去工事は、立体駐車場の耐火被覆材に石綿が含有していたため、除去し改修するものである。</p> <p>ところで、市場基準では、専門工事業者に直接発注する場合、共通費は一般的な工事における共通費率でなく、低減された共通費率を用いることになっている。</p> <p>しかし、本工事は、専門の石綿処理業者に直接発注しているにもかかわらず、一般的な工事における共通費率を用いて計上している。このため、積算額約708万円が過大なものとなっている。</p>	<p>事業部施設課全体会等において指摘の内容を説明し、原因や問題点などを整理した結果を伝え、周知徹底と注意喚起を図るとともに、「工事積算チェック役割分担表」の様式を変更し、チェック漏れが起こらない体制をとるよう指示した。</p>
建設局	大型標識柱を含む工事の諸経費を適正に計上すべきもの	<p>自転車道整備工事（19-1）は、既設歩道にカラー舗装を用いて自転車通行帯と歩行者通行帯を明示するものである。</p> <p>また、街路築造工事（19北南-調布3・2・6その3）は、都市計画道路の調布3・2・6調布保谷線の整備に伴い街きょ工、車道及び歩道舗装工、電線共同溝設置工等を施工するものである。</p> <p>この2件の工事の諸経費について見たところ、本工事とは別途に製作する大型標識柱の材料費を諸経費（共通仮設費、現場管理費）の対象額として算出し計上しているが、局積算基準によると、対象額に含めないこととしている。</p> <p>このため、両工事合わせて、積算額約296万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成21年1月の技術担当課長会において、工事監査の結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>第一建設事務所では平成20年10月及び11月、北多摩南部建設事務所では9月及び11月に行った各所の課長会において、設計単価表に定めのない材料を積算システムへ入力する際は十分注意すること、設計者とは別の職員が内容をより入念にチェックすることの2点を確認した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
総務局	昇降機点検保守委託の履行確認を適切に行うべきもの	<p>職員福生住宅昇降機定期点検保守委託では、点検項目及び点検内容を「維持保全業務標準仕様書」に定めて保守業務を実施することとしている。</p> <p>しかし、受託者から提出された点検報告書について見たところ、同仕様書に定められた点検項目等を満たしておらず、点検時の作業内容を確認するための写真も提出されていない。</p> <p>このため、本委託の履行確認が適切に行われていない。</p>	<p>平成20年度契約の受託者に対して、「維持保全業務標準仕様書」又はこれと同等の報告書を使用し、点検等作業内容を確認できる写真を併せて提出するよう指導した。</p> <p>また、平成20年11月分の点検から、写真の提出による履行確認を行っている。</p>
交通局	昼夜区分の契約変更を適正に行うべきもの	<p>三田線巢鴨駅・西巢鴨駅間通風口移設工事（その2）は、通風口を拡幅された歩道へ移設するものである。このうち、本工事の土留工、路面覆工について見たところ、当初設計では全て夜間施工として費用が計上されている。</p> <p>しかし、地下埋設物占用企業者間の工程調整により、大半の箇所において同工事が昼間施工で実施されているにもかかわらず、監査日（平成20.2.7）現在、請負者と昼間施工への工事変更の協議が行われていない。</p> <p>このため、積算額約222万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成20年2月15日付けの契約変更により工期の延長を行い、同年8月11日付けの契約変更により、減額是正を行った。</p> <p>また、指摘趣旨については、平成20年5月に全体会議を開催し周知した。</p>
水道局	高所作業における安全性を高めるため、手すり先行工法による枠組足場を適正に行うべきもの	<p>金町浄水場薬品注入所外壁補修工事は、薬品注入所の外壁を補修をするものであり、局の工事では、軒の高さ10m未満の木造家屋等低層住宅建築工事を除き、枠組足場を設置する場合は、手すり先行工法を採用することとしている。</p> <p>しかし、本工事の場合、足場の高さが約14mになるにもかかわらず、手すり先行工法による枠組足場で行われていない。</p>	<p>所は、平成20年7月開催の係長連絡会において、高所作業時の足場は、手すり先行工法による枠組足場とすることを職員へ指導徹底するよう周知した。</p> <p>また、金町浄水場工事等安全協議会において、請負者に対し、手すり先行工法を採るよう周知徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	公共工事における監理技術者の専任の確認を適正に行うべきもの	<p>大田区新蒲田三丁目内の配水小管布設替工事における監理技術者の配置について見たところ、請負会社の経營業務の管理責任者であり、営業所の専任技術者でもある取締役社長が監理技術者として通知されている。</p> <p>しかし、公共性のある工作物に関する重要な工事（土木工事では、2,500万円以上）では、監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならず、経營業務の管理責任者や営業所の専任技術者が兼任できないとされている。</p> <p>このため、本工事で取締役社長が監理技術者を兼任することは適正でない。</p>	<p>平成20年9月に、届出のあった配置予定監理技術者が代表者と同じ場合には、電子調達システム上で自動的にチェック対象となるよう、システムに機能を追加するとともに、疑義がある場合には証明できる書類を提出させるなど、工事における監理技術者の専任の確認を徹底した。</p> <p>また、各契約担当部所に対し周知を行った。</p>
教育庁	工事契約を適正に行うべきもの	<p>都立野津田高等学校（18）入浴実習室特殊浴槽設置工事は、福祉科実習授業で使用する介護用特殊浴槽等を設置するものである。</p> <p>このうち、本件の契約について見たところ、重要備品である介護用特殊浴槽等を備品購入費ではなく、工事請負契約で調達しており不適正である。</p> <p>さらに、工事請負契約としたことにより、共通費の積算額約85万円が過大なものとなっている。</p>	<p>庁は、指摘趣旨について、平成20年4月に営繕課施設整備係建築担当者会を実施し、指摘事例を基に、契約部門と協議し、適切な予算科目で執行することを確認し、適正に工事を実施することを促した。</p> <p>また、同年10月に営繕課長主催の営繕課・3学校経営支援センター技術職合同打合せ会を開催し、指摘内容について説明し、改めて周知・徹底を図った。</p>

〔平成20年財政援助団体等監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化スポーツ局	指定管理者業務の物品の取扱いを適正に行うべきもの	<p>局は、指定管理者である事業団に対して、管理運営業務に必要な物品については、保全物品整理簿等に記載のうえ、事業団に使用させている。</p> <p>ところで、事業団が委託料で購入した物品について見たところ、これらの物品は都に帰属するにもかかわらず、局は、この物品について、東京都物品管理規則に基づく登録を行っていない、保全物品整理簿等に反映させていないなど、物品の取扱いが適正でない。</p>	<p>今回登録が漏れた物品については全て点検を行い、平成20年12月1日付で東京都物品管理規則に基づく登録を行い、保全物品整理簿等への反映を行った。</p>
生活文化スポーツ局 (財団法人東京都スポーツ文化事業団)	プリペイドカードの管理を適正に行うべきもの	<p>事業団は、指定管理者として施設利用料のプリペイドカードを作成し、管理運用しているが、このプリペイドカードの管理状況について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>事業団財務規程によれば、事務局長は、有価証券及びこれに準ずるものについては、その現在高と関係帳簿とを照合しなければならないとされているが、プリペイドカードについて、平成18年度及び平成19年度は、毎月末及び年度末に現在高照合を行っていない。</p> <p>事務局はプリペイドカードを作成し、各事業所に払い出しているが、事務局の払出記録と事業所の受入記録が一致していない。</p>	<p>プリペイドカードの管理については、平成20年11月から、毎月末に数量の確認をするとともに、受払簿を事務局へ提出させて記録を照合し、月末現在の残高確認を行っている。</p> <p>また、プリペイドカードの記録については、全て点検を行い、平成20年11月6日付で払出簿等へ反映させた。</p>
教育庁 (財団法人東京都スポーツ文化事業団)	自動販売機の設置等の取扱いを適正に行うべきもの	<p>指定管理者制度においては、公の施設内の自動販売機等の便益施設の設置等について、協定等に定めることにより指定管理者に行わせることができるものとされている。</p> <p>教育庁は、指定管理者として事業団に埋蔵文化財調査センター等の管理運営を行わせているが、事業団は基本協定に定めがないにもかかわらず、自動販売機の設置及び窓口販売による収益を事業団のものとしており、適正でない。</p>	<p>地域教育支援部は、平成21年1月に事業団が提出した、自動販売機の設置に係る事項を追加した「平成20年度事業計画書」を承認し、また、当該事項の経理の明確化について指導した。</p>
生活文化スポーツ局 (財団法人東京都スポーツ文化事業団)	公の施設の撮影等一時占用に係る取扱いを適切に行うべきもの	<p>事業団は、指定管理者として管理運営している公の施設において、事業団の取扱基準により一時占用の承認を行い、撮影等協力金を徴収し、事業団の収入としている。</p> <p>しかし、都において何ら定めがないにもかかわらず、事業団が一時占用者から撮影等協力金を徴収し、事業団の収入としていることは適切でない。</p>	<p>公の施設の撮影等一時占用に係る取り扱いについて、指定管理者が実施する利用者サービス事業として整理し、平成20年11月28日付で、指定管理者より事業計画書の変更申請を提出させ、同日、局も承認した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化スポーツ局 (学校法人日出学園)	会計処理を適正に行うべきもの	<p>私立学校経常費補助金の交付を受けている学校法人は、学校法人会計基準に基づき、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにしなければならない。</p> <p>しかし、学校法人日出学園の日出幼稚園は、平成18年度に交付決定のあった12万円及び平成19年度に交付決定のあった24万円の私立幼稚園預かり保育推進補助金を当該年度の収入として計上せず、それぞれ翌年度の収入として計上している。</p>	<p>法人は、平成20年度の補助金について当該年度の収入として計上した。</p> <p>また、局は、平成21年3月開催の「平成20年度学校法人会計基準研修会」において、指摘事項を含む学校法人会計の適正な処理についての指導を行った。</p>
生活文化スポーツ局 (学校法人田村学園)	情報化推進補助に係る補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、教育用コンピュータ等をレンタル又はリース方式により整備している場合に、パソコン本体の台数に応じて補助金を交付している。</p> <p>学校法人田村学園の多摩大学目黒高等学校及び多摩大学目黒中学校では、整備したパソコン全てを高校で使用するものとして、補助金の交付を受けているが、当該パソコンの使用実態を見たところ、中学・高校共用であることから、台数により按分する必要があるため、使用実態に応じて按分すると、平成18年度、19年度合計で12万200円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成21年2月6日に返還させた。</p>
生活文化スポーツ局 (学校法人冲永学園、学校法人大森学園、学校法人駒澤学園)	補助対象者の申請を適切に行うべきもの	<p>局は、私立高等学校が行う都内公立中学生に対する就学促進事業に対し補助金を交付しているが、その交付状況についてみたところ、学校法人冲永学園の帝京八王子高等学校が、補助対象である都内公立中学校出身者数を過大に申請していた。</p> <p>そのため、補助金2万5,000円が過大に交付されている。</p> <p>局は、麻しんに未罹患でかつ予防接種を受けたことのない生徒及び児童に実施する予防接種の経費(ワクチン代費用相当額を除く。)に対し補助金を交付しているが、その交付状況についてみたところ、学校法人大森学園の大森学園高等学校及び学校法人駒澤学園の駒沢学園女子高等学校は、補助対象者を過大に申請していた。</p> <p>そのため、両法人で補助金9,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成21年2月16日に返還させた。</p> <p>過大に交付した補助金について、学校法人大森学園は平成21年2月6日に、学校法人駒澤学園は平成21年2月12日に返還させた。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
総務局 (財団法人 東京都島しょ振興公社)	会計処理を適正に行うべきもの	<p>公社は、島しょ地域の観光の振興を図るため、特産品の紹介及び販売等を行っているが、その会計処理について見たところ、次のとおり適正でない事例が認められた。</p> <p>イベント会場での試飲・試食用として商品を8,774円を払出しているが、これらは広告宣伝に用いたものであることから、展示販売事業費・広告宣伝費に振り替えるべきであるにもかかわらず、展示販売事業費・特産品費のまま費用処理している。</p> <p>売上金の過不足分について、現金過不足勘定などを設けて収入及び費用の処理をすべきであるにもかかわらず、過不足を生じている現金有り高をそのまま売上金額として収入に計上している。</p> <p>支出科目を観光振興事業費・広告宣伝費として計上すべき広告掲載料について、観光振興事業費・雑費として処理している。</p>	<p>及び については、適正な会計処理のため、広告宣伝費の科目設定を行うことを平成21年2月26日理事会において決定した。</p> <p>については、公社会計システムに現金過不足勘定を新たに設け、適正な処理を行うこととした。</p>
都市整備局 (財団法人 東京都都市建設公社)	工事写真の確認を徹底するとともに、撮影について請負者を適正に指導、監督すべきもの	<p>八王子市元八王子町一丁目383番地先外下水道築造52(公14工区)工事において、請負者より提出のあった工事記録写真について見たところ、山留工等の写真において、本工事区域内の異なる場所で撮影した写真を不適正に使用している事例が認められた。</p>	<p>公社は、工事記録写真管理フローを新たに作成し、確認を徹底した。</p> <p>また、平成20年11月に各事務所に対し、より一層工事施工の適正化に努めるよう、周知した。</p>
都市整備局 (財団法人 東京都都市建設公社)	効率的な資金運用に努めるべきもの	<p>公社は、資金管理規程等を定め、基本財産及び余裕資金を確実かつ高い運用益が得られる方法で管理・運用するとしているが、以下のとおり、非効率的な運用状況が認められた。</p> <p>基本財産1,300万円について、大口定期預金(平成18年度及び平成19年度、利率0.08%~0.6%、1年もの中心)で運用しているが、公社の基本財産は、運用専用の財産であるため、長期運用が可能であり、利率の良い10年公債などで運用すべきである。</p> <p>余裕資金(特定資産81億円分)のうち21億円(満期受領額)について、平成15年6月発行の第12回東京都公募公債(5年もの、0.1%の金利)で運用しているが、次回、次々回等の5年債で運用した場合は、数倍の金利収入が見込めた。</p> <p>また、余裕資金全てを5年債で運用するのではなく、可能な範囲で利率の良い10年債へ分散投資するなどの運用も検討すべきである。</p>	<p>現在、自由金利型定期預金(預入期間平成20年3月19日~平成21年3月16日、利率0.77%)で運用しており、今後とも効率的な資金運用に努めていく。</p> <p>長期運用については、今後、景気回復期待により金利が上昇するタイミングに合わせて、実施する。</p> <p>現在、政府保証債(13億円0.90%)及び国際協力銀行債及び公営企業債(8億円1.47%、1.56%)にて運用しており、今後とも効率的な資金運用に努めていく。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局 (財団法人 東京都新都市建設公社)	環境物品等の適切な調達について検討すべきもの	<p>都は、公共工事において「環境物品等調達方針(公共工事)」(以下「方針」という)を定めており、この適用範囲は都の監理団体の施行する工事も含むとされている。</p> <p>ところで、公社が道路や下水道の築造工事等で使用しているコンクリート二次製品等について見たところ、方針において特定調達品目と定められているCO₂排出量のより少ない高炉セメント等を用いた製品を積極的に使用していなかった。</p> <p>仮に、平成19年度工事で使用した二次製品等に、高炉セメントが用いられた場合、約600tのCO₂排出量の削減が可能である。</p>	<p>公社は、東京都環境物品調達方針(公共工事)の規定に従い、調達方針に定められた環境物品等を選択することを、特記仕様書に新たに追記した。</p> <p>当該仕様書は、平成21年度の対象工事から適用するとともに、平成21年2月に、各事務所に対し、環境物品等の適切な調達を図るよう、周知徹底した。</p>
都市整備局 (東京都住宅供給公社)	近傍同種家賃調査に係る契約を適切に履行させるべきもの	<p>公社は、都民住宅及び農住モデル住宅の家賃改定に当たり、近傍同種家賃の調査を、委託契約を241万3,950円で締結(以下「当初契約」という。)している。</p> <p>ところが、農住モデル賃貸住宅12団地分の調査が履行期限内に行えなくなったため、契約を変更し、当該団地分のみ当初契約から除外して、委託料231万6,814円を支払い、除外した農住モデル賃貸住宅12団地分については、別途、50万4,000円で委託している(以下「別途契約」という。)</p> <p>しかし、当初契約の履行期限を延長し、当初契約の受託者に農住モデル賃貸住宅分を行わせれば、別途契約によるよりも早期かつ安価に、調査結果を得ることができることから、違約金を考慮せずに算定したとしても、40万余円が不経済支出となっている。</p>	<p>近傍同種家賃調査の受託者に対し、進捗状況の報告をさせるなど、進行管理を適切に行うことにより、履行遅滞の回避を図っていく。</p> <p>また、万が一、履行遅滞となるおそれがある場合は、その事情に応じて履行期限の延長または受託者の変更について、早期かつ適切に判断していく。なお、履行遅滞となった場合は、契約に基づき違約金を徴収する。</p>
都市整備局	余剰資金を運用できるよう都営住宅等の管理に係る基本協定を見直すべきもの	<p>公社は、地方住宅供給公社法により、銀行預金及び国債・地方債等により余剰資金を運用できることとなっているが、都営住宅等の管理に係る基本協定により、公社は、保証金を専用の口座で管理しなければならないとしている。このため、国債・地方債等を購入することができず、銀行預金による運用に限定されることとなっている。</p>	<p>平成21年度以降の管理に係る基本協定について、運用リスクの少ないものだけに限り、保証金を運用できるよう改正した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
環境局 (財団法人 東京都環境 整備公社)	契約事務 を適切にす べきもの	<p>公社は、「洗車場他電気設備工事(以下「当該工事」という。)」をCと特命随意契約(工事期間:平成18.12.28~平成19.2.28)しているが、その特命理由を見ると、現在、Cが実施しているキュービクル交換工事を進めるにあたり、電源等の取り合いが生じ、また関連工事とも輻輳することから、当該工事を効率的かつ円滑に進めるためとしている。</p> <p>しかし、公社本社キュービクル交換工事は、当初予定どおり、平成18年12月28日には完了しており、当該工事の進捗状況を適切に把握していれば、電源等の取り合いが生じないことは予め判断できたこと、関連工事となっている洗車場他増築工事(工事期間:平成18.12.28~平成19.2.28、契約相手先:D)は、当該工事の工事期間と同じであるが、別段、公社本社キュービクル工事と同じ業者に行わせる理由はないことから、特命随意契約としていることは適切でない。</p>	<p>契約事務については、公社財務規程に則り適切に執り行うこと及び特命随意契約とする場合については、実施起案協議時に特命理由の内容精査を厳格に行うよう、平成21年1月に開催された幹部職員による業務連絡会で周知するとともに、同日、各課長を通じて契約事務を適切に行うよう、文書にて周知を図った。</p>
環境局 (財団法人 東京都環境 整備公社)	特別会計 の経理につ いて見直す べきもの	<p>公社は、「東京都環境科学研究所研究等及び管理運営等業務委託」(以下「都からの研究業務委託」という。)を受託するに当たり、研究業務委託の経理を明確にするために特別会計を設置しているが、他機関からの受託研究の収入支出も一括して経理しているため、都からの研究業務委託を精算する際に、精算用の資料を作成し、局はその資料で精算内容を確認している状況が認められた。</p> <p>しかし、特別会計に事業区分を設けるなど、都からの研究業務委託及び他機関からの受託研究に要した収入支出を区分して経理したうえで、精算を行うべきである。</p>	<p>平成20年度からは、特別会計の中に事業区分を設けて、各事業の収支が経理できるよう会計帳票を改めた。</p>
福祉保健局 (大島町)	補助金の 返還を求め るべきもの	<p>町は、島しょ地区の住民を対象とした基本健康診査等に係る事業費の一部について、都から補助金の交付を受けている。</p> <p>この補助金の交付状況を見たところ、基本健康診査に係る補助金の対象者は、30歳以上40歳未満の者となっているにもかかわらず、対象者以外(25歳~29歳)の人員を含めて算定していることが認められた。</p> <p>この結果、15万8,032円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成20年7月3日に返還させた。</p> <p>今後、大島町は要綱を十分理解するとともに、内部確認体制を充実させることとした。また都は、マニュアルの改善を行うこととした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局 (大島町)	補助金の返還を求め るべきもの	町は、町が実施した「子ども家庭支援センター事業」について、都から補助金の交付を受けている。 この補助金交付状況について見たところ、補助対象経費ではない「工事請負費」51万8,000円が含まれていることが認められた。この結果、5万8,000円が過大に交付されている。	町に実績報告の修正書類を提出させ、局が再度計算した結果、補助対象経費が補助基準額を上回ったことが認められた。 また、実績報告の提出依頼文をよりわかりやすい内容に改め、審査時のチェックリストを作成した。
福祉保健局 (八丈町)	補助金の返還を求め るべきもの	町は、町が実施した「へき地医療運営事業」について、都から補助金の交付を受けている。 この補助金交付状況について見たところ、ヘリコプター等添乗医師確保事業における基準額の単価について、常勤医師と非常勤医師を誤って算定したため、8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成20年7月25日に返還させた。
福祉保健局 (財団法人 城北労働・ 福祉センター)	健康相談 室運営業務 委託契約に 係る財産管 理を適正に 行うべきもの	財団では、健康相談室運営業務委託契約をE(以下「受託者」という。)と締結しているが、この委託契約に伴う物品取扱要領では、委託料で購入した物品について、契約期間終了後、受託者は財団に返還するものとしており、財団は、自らの財産として整理することとなっている。 しかし、受託者が平成19年度に委託契約業務のなかで、AEDを2台購入設置していることを財団は精算書により把握しているにもかかわらず、これを固定資産として整理していないのは適正でない。	AED2台について、平成20年12月1日付で備品登録処理を行った。また、過年度修正益として会計処理を行った。
福祉保健局 (社会福祉 法人ナオミ の会)	補助金の返還を求め るべきもの	法人は、保育所の運営等に要する費用の一部について、都から補助金の交付を受けている。 この補助金交付状況について見たところ、補助金対象である利用零歳児数を誤って実績報告を提出したため、13万5,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成21年1月29日に返還させた。 各保育園に対し、実績に対する加算について誤認のないよう、注意喚起する通知文を送付した。
福祉保健局 (社会福祉 法人東京愛 育苑)	補助金の返還を求め るべきもの	法人は、保育所の運営等に要する費用の一部について、都から補助金の交付を受けている。 この補助金交付状況について見たところ、補助対象である毎月初日対象零歳児数及び外国人児童受入数について、誤って実績報告を提出したため、38万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金については、平成21年2月18日に返還させた。 各保育園に対し、実績に対する加算について誤認のないよう、注意喚起する通知文を送付した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局 (社会福祉法人子供の家)	補助金の返還を求めべきもの	<p>法人は、保育所の運営等に要する費用の一部について、都から補助金の交付を受けている。</p> <p>この補助金交付状況について見たところ、補助金対象である加算対象者数を誤って実績報告を提出したため、1万7,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成21年3月6日に返還させた。</p> <p>また、平成21年1月に、当該補助金等の事務説明会を開催し、補助対象施設に対し、適正な申請等について周知徹底・指導を行った。</p>
福祉保健局 (社会福祉法人江寿会)	補助金の返還を求めべきもの	<p>法人は、ケアハウスの事務費の一部について、都から補助金の交付を受けている。</p> <p>この補助金交付状況について見たところ、補助金対象である利用人員を誤って算定したため、補助金9,396円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成20年12月25日に返還させた。</p> <p>全対象法人に対し、誤認のないよう注意喚起する通知を送付した。</p>
福祉保健局 (社会福祉法人生光会)	補助金の返還を求めべきもの	<p>法人は、養護老人ホームの運営等に要する費用の一部について、都から補助金の交付を受けている。</p> <p>この補助金交付状況について見たところ、補助金対象である介護予防及び無年金者処遇の加算対象者数を誤って実績報告を提出したため、2万1,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成20年12月5日に返還させた。</p> <p>加算対象者の入退所日、無年金者の確認については、内容精査を徹底するよう、連絡した。</p>
福祉保健局 (社会福祉法人至誠学舎東京)	補助金の返還を求めべきもの	<p>法人は、保育所の運営等に要する費用の一部について、都から補助金の交付を受けている。</p> <p>この補助金交付状況について見たところ、補助金対象である延長保育事業の利用零歳児数を誤って実績報告を提出したため、63万6,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成21年2月20日に返還させた。</p> <p>各保育園に対し、実績に対する加算について誤認のないよう、注意喚起の通知文書を送付した。</p>
福祉保健局 (社会福祉法人上宮会)	契約手続きを適正に行うべきもの	<p>局は、法人に対し、清瀬リハビリテーション病院の医療施設近代化施設整備工事を対象として、平成19年度に補助金1,118万6,000円を交付し、法人は内装工事を2,015万3,295円でFと随意契約を締結している。</p> <p>しかし、補助対象工事に係る契約で随意契約によることができるのは、契約金額が250万円以下のものとされており、内装工事に係る法人の契約手続きは適正でない。</p>	<p>基準に則り適正な手続を行うよう、法人を指導した。</p> <p>また、再発防止に向け、補助対象事業者に対し、注意喚起の文書を20福保健感第748号で通知し、周知・徹底を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局 (学校法人 日本大学)	補助金の 返還を求め べきもの	<p>法人は、医療保護入院者の定期病状報告書等提出業務について、都から、報告書1通につき3,000円の補助金の交付を受けている。</p> <p>この補助金交付状況について見たところ、補助対象である報告書の実績を誤ったため、2万7,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成21年1月13日に返還させた。</p> <p>審査体制については、報告書と実績及び補助金の請求件数について二重にチェックを行うなど、強化改善を図った。</p>
福祉保健局 (学校法人 東京医科大学)	補助金の 返還を求め べきもの	<p>法人は、医療保護入院者の定期病状報告書等提出業務について、都から、報告書1通につき3,000円の補助金の交付を受けている。</p> <p>この補助金交付状況について見たところ、補助対象である報告書の実績を誤ったため、2万1,000円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成21年1月16日に返還させた。</p> <p>審査体制については、報告書と実績及び補助金の請求件数について二重にチェックを行うなど、強化改善を図った。</p>
福祉保健局 (学校法人 日本大学)	補助金の 返還を求め べきもの	<p>局は、がん診療連携拠点病院の機能の充実強化等のため、拠点病院に補助金を交付している。</p> <p>この補助金交付状況について見たところ、法人は、近隣の紹介元の医療機関を対象に、がん診療に係る講演会及び意見交換を目的とした懇親会を開催し、当該経費の全額を補助該当事業経費として実績報告していた。</p> <p>しかし、懇親会の費用は事業の実施に必要な経費とは認められず、52万4,000円の補助金が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金については、平成21年2月23日に返還させた。</p>
産業労働局 (地方独立 行政法人東 京都産業技 術研究セン ター)	資産見返 勘定に係る 会計処理を 適正に行う べきもの	<p>地方独立行政法人会計基準によれば、償却資産である固定資産を補助金等で取得した場合、取得に充てられた金額を貸借対照表上の資産の部に計上するとともに、その同額を財源ごとに一旦資産見返勘定として負債計上し、さらに、毎事業年度減価償却費を計上するとともに、減価償却費相当額だけ資産見返勘定を取り崩し、資産見返勘定戻入として収益化することとされている。</p> <p>しかし、平成18年度の会計処理について見たところ、資産見返勘定の取崩し処理を誤ったことから、補助金等によって取得した固定資産分については32万4,767円過大、交付金によって取得した固定資産分については同額の過少となっていることが認められた。</p>	<p>資産見返勘定に係る会計処理の適正化を図った。平成18年度に生じた貸借対照表の固定負債の「資産見返運営費交付金」(32万4,767円)と「資産見返補助金等」(+32万4,767円)の計上額の差異が繰り越されているので、上記32万4,767円を加減して適正な額に修正した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	商工会議所等に対する検査事務をより実効性のあるものとすべきもの	<p>局は、商工会議所等が実施する小規模事業経営支援事業において、補助事業の運営及び経理等の状況について検査を行っているが、検査の報告書を見たところ、「調査結果」欄に、 、 ×、 が記入されており、問題点や指導内容が具体的に記載されていない。</p> <p>これでは、商工会議所等における事務のいかなる部分に問題があるのかがチェックできず、継続的な改善の指導を図ることに支障を来し適切ではない。</p>	<p>団体を指導する検査様式については、検査項目、問題点や指導内容が具体的に記載されるよう様式を整備した。</p>
産業労働局 (東京商工会議所)	観光事業調査報告書を関係機関に送付するなど補助事業を適正に行うべきもの	<p>東京商工会議所(以下「東商という。」)は「江戸東京観光推進コンソーシアム推進調査事業報告書」を作成している。</p> <p>報告書の内容は、観光事業全般に関する現状分析や今後の事業展開に関する計画の提案であり、都や区市町村、他の商工会議所などと連携をとりながら推進していくものであるにもかかわらず、報告書はすべて東商の内部のみに配布されていた。</p>	<p>観光事業の連携を図るため、都内区市町村、各商工会議所及び商工会連合会へ報告書を送付することとした。</p>
水道局 (東京水道サービス株式会社)	工事契約を適正に行うべきもの	<p>会社では、旧立川市水質試験室を立川サービスステーションメータ倉庫に改修するため、「立川サービスステーションメータ倉庫改修工事」(契約期間：平成20.2.26～3.28)をG(以下「受託者」という。)と特命随意契約しているが、この契約について見たところ、次のように不適正なものが認められた。</p> <p>会社の事務規程では、契約は原則的に競争契約によるとしているが、本工事は、特殊な技術を必要としない一般的な工事であるにもかかわらず、特命随意契約としている。</p> <p>会社は、受託者が監査日(平成20.10.1)現在においても、当該工事において発生した産業廃棄物を適正に処分していないにもかかわらず、工事が完了したとして、契約金額を支払っている。</p>	<p>平成20年12月の部長会において、契約は原則として競争契約によるものとするよう確認するとともに、同年11月に全社員に対し、特定契約を締結する場合は随意契約理由を稟議書に記載するよう周知した。</p> <p>当該産業廃棄物は、平成20年10月10日に処分した。</p> <p>併せて、同年11月に全社員に Manifest の取扱いについて周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局 (東京水道サービス株式会社)	会計処理を適正に行うべきもの	<p>会社の財務諸表(第22期(平成19.4.1~平成20.3.31))を見たところ、次のとおり不適正な会計処理が認められた。</p> <p>会社は、火災保険料については、賃借開始日から期末までを当期の費用として売上原価に算入し、次期以降の分は、前払費用及び長期前払費用として貸借対照表に資産として計上するものとされている。</p> <p>しかし、決算における砂川寮(12戸)の火災保険料の会計処理を見たところ、前納した火災保険料について、賃借開始日から期末までの火災保険料だけでなく、次期以降の分に当たる火災保険料も当期の費用として売上原価に算入しており、適正でない。</p>	<p>平成19年度保険料については、平成21年2月13日付で過年度損益修正を行った。</p> <p>また、第23期(平成20年度)決算で平成20年度分保険料は売上原価として、平成21年度保険料は流動資産として決算を行う。</p>
水道局 (東京水道サービス株式会社)	勘定科目の計上基準を定めるべきもの	<p>会社の会計帳簿等は、企業会計原則及び中小企業の会計に関する指針に基づいて作成されている。</p> <p>ところで、雑収入について見たところ、過年度に係る減価償却超過額戻入(8,315万余円)が認められた。</p> <p>しかし、前期損益修正に該当するもののうち、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものを除いては特別損益項目に属するとされていることから、特別利益として計上すべきである。また、この相違は、会社において勘定科目の計上基準が定められていないことによるものである。</p>	<p>勘定科目における特別損益の計上基準を定めた。今後は計上基準に基づき、適切な会計処理に努める。</p>

〔平成20年随時監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	契約手続きを適正に行うべきもの	<p>農林水産部の物品購入契約について、契約原議及び関係人の関係書類等を、照合したところ、次のとおり、適正ではない状況が認められた。</p> <p>「イレパネ外3点の購入」の契約では、支出負担行為等の正規の手続きを行わないまま、随時に、業者に物品等を納品させ、後日それらをまとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払う一括払いを行っている。</p> <p>また、納入物品の一部は、契約前年度に納入されているものを、契約年度の平成19年度に納入したとして代金を支払う前年度納入を行っている。</p> <p>「名刺ホルダー外7点の購入」の契約では、一括納入したことになっているが、関係人の書類等では、16回に分け納品したとなっている。</p> <p>また、契約原議の納入物品と実際に納入された物品とが異なっている。</p>	<p>局では、20産労総企第348号通知で、少額支払案件の資金前渡制度の活用等による適時適切な方法により債権者への支払いを行うよう、局内各部に周知を図った。</p> <p>部においても、緊急の場合や、少額な消耗品を購入する場合には、資金前渡制度の活用を進めるなど、契約事務・会計事務の適正な処理に取り組んでいく。</p>
産業労働局	契約手続きを適正に行うべきもの	<p>森林事務所の物品購入契約について、契約原議及び関係人の関係書類等を、照合したところ、次のとおり適正ではない状況が認められた。</p> <p>「キーボードカバー外5点の購入」の契約では、一括納入となっているものの、関係人の書類等では、3回に分け納品したとなっている。</p> <p>「レターファイル外19点の購入」の契約では、一括納入となっているものの、関係人の書類等では、10回に分け納入したとなっている。</p>	<p>局では、20産労総企第348号通知で、少額支払案件の資金前渡制度の活用等による適時適切な方法により債権者への支払いを行うよう、局内各部に周知を図った。</p> <p>所においても、緊急の場合や、少額な消耗品を購入する場合には、資金前渡制度の活用を進めるなど、契約事務・会計事務の適正な処理に取り組んでいく。</p>

〔平成20年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
知事本局	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	<p>企画調整部では、「政策情報作成支援システム運用支援委託契約」を特命随意契約で締結している。</p> <p>ところで、財務局経理部長通知では、契約書に添付する内訳書等には、人数および一人当たりの単価を表示しないこととされているにもかかわらず、人数を指定している。</p>	<p>平成21年度の政策情報作成支援システム運用支援委託契約において、履行体制に人数を指定しないこととし、仕様書の適正化を図った。</p>
総務局 (大島支庁)	業務委託に係る積算を適切に行うべきもの	<p>大島支庁がHと契約している昇降機保守点検業務に係る積算について見たところ、平成18年度及び平成19年度の各年度の積算額159万6,000円の中に、業務従事者3名分の交通費及び宿泊費として78万3,720円を計上していることが認められた。</p> <p>しかし、「点検作業報告書」を見たところ、いずれの年度においても、毎月2名が宿泊することなく業務に従事しており、この結果、交通費及び宿泊費の積算が、47万1,240円過大となっている。</p>	<p>平成21年度の昇降機保守点検業務委託契約については、不要な宿泊費3名分と交通費1名分を削減し、積算を適切に行った。</p>
総務局 (大島支庁)	業務委託契約のあり方について見直すべきもの	<p>大島支庁は、自家用電気工作物の保安管理業務について、Iと特命随意契約を締結している。</p> <p>支庁は、その特命理由を、「島内には登録業者がなく、大島において実績のある業者である。」としているが、本業務は、電気事業法施行規則に基づく電気主任技術者の資格を有する者であれば履行できるものである、島内には、指名競争入札参加有資格者名簿に記載されている事業者が存在する、ことから、Iを特命する特段の理由は認められない。</p>	<p>平成21年度の契約において特命契約を改め、複数者での競争見積により契約を行った。この結果、平成20年度契約と比較して75万余円の経済効果が生じた。</p>
生活文化スポーツ局	旅券の作成業務委託契約のあり方について検討すべきもの	<p>都民生活部は、旅券の作成業務について、Jと特命随意契約を締結している。</p> <p>部は、その特命理由として、「旅券作成機に熟知していることが必要なため、平成10年度に外務省が行った旅券作成機の操作研修を受講していること」、「委託件数が大規模であり、業務を履行できる体制があること」をあげている。</p> <p>しかし、外務省が行った研修を受講した事業者は他にもあり、他県では、競争性を取り入れて契約を行っている事例もあることから、旅券の作成業務委託契約のあり方について検討されたい。</p>	<p>平成21年度旅券作成業務委託契約については、安全性、信頼性の確保に配慮しつつ、競争性を確保するため、一般競争入札を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	事業用地の境界管理を適切に行うべきもの	<p>多摩ニュータウン整備事務所は、秋留台地区事業用地管理委託（単価契約）により、月に1度、計8地区の巡回調査を3時間で行っているが、巡回調査の結果を見ると、境界杭の異常は報告されていない。</p> <p>しかし、所が、地元自治体の要望により、巡回調査とは別に、7番地区の境界杭確認を指示したところ、境界杭139本のうち、21本が所在不明となっているなど30本に異常があることが認められた。</p> <p>所は、境界杭の確認を、毎月の巡回調査によらず、別途定期的に行うなど、効率的・効果的に行い、事業用地の境界管理を適切に行われたい。</p>	<p>巡回調査仕様書の確認内容から土地境界石を除いた仕様により、21年度契約を締結した。</p> <p>また、土地境界石の確認については、毎月の巡回調査とは別に、定期的に行っていく。</p>
福祉保健局	会計事務について適正な指導を行うべきもの	<p>北療育医療センター外4所（以下「センター等」という。）における、障害児施設給付費等に係る利用者負担金の歳入事務等について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>センター等は、徴収すべき利用者負担金等の総額が確定した時に、直ちに、歳入調定を行っていないため、正確な利用者負担金等の債権総額を把握できていない。</p> <p>センター等は、口座振替方法による徴収金について、事前に、システムに利用者名や徴収金額、歳入科目等の登録を行っていない。</p> <p>その結果、調定額の登録から収入未済額の管理に至るまでの債権管理業務を適切に行っているとはいえない。</p>	<p>については、利用者負担金額が確定した時点で、直ちに、歳入調定の事案決定を行うよう、平成20年6月27日付事務連絡により、各施設への徹底を行い、平成20年6月請求分から改善させた。</p> <p>については、20福保障居第2964号にて、各施設に周知し、平成21年2月請求分から実施するよう指導した。</p>
病院経営本部	読影診断報告書入力業務に係る契約方法を見直すべきもの	<p>府中病院では、読影診断報告書入力業務委託契約をKと特命随意契約により締結している。病院はその特命理由を、豊富な実績を有し、総合的に信頼性の高い業者であるためとしている。</p> <p>しかし、この理由は具体性を欠いている、駒込病院では同様の契約を競争により締結している、この業務を行える事業者は複数存在している、ことから、特命随意契約により業務を委託していることは適切でない。</p>	<p>平成21年度の契約から競争による契約方法に改めた。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	医療機器の保守点検に係る契約方法を見直すべきもの	<p>清瀬小児病院では、医療機器の機能を維持保全するため、保守点検委託契約を特命随意契約により締結している。</p> <p>病院は、その特命理由を、保守・メンテナンスを行っている唯一の代理店であり、技術・部品供給体制を有するのは当該業者のみであるためとしている。</p> <p>しかし、実際の保守は、医療機器製造会社、又は、その系列の保守会社が実施している、当該委託を履行できる業者が他にも存在している、ことから、特命随意契約により業務を委託していることは適切でない。</p>	<p>平成21年度の契約から競争による契約方法に改めた。この結果、平成19年度契約と比較して79万余円の経済効果が生じた。</p>
病院経営本部	効果的、効率的なシステム開発等に取り組むべきもの	<p>本部は、新たな病院事業財務会計システムを構築するため、平成17年度に概要・基本設計委託をした業者に、平成18年度、詳細設計・構築委託（契約金額：9,597万円）を特命随意契約により締結し、システムの運用に支障がないことを確認したうえで、平成19年4月から新システムを稼働させている。</p> <p>しかし、運用開始直後からシステムに不具合が生じたため、平成19年度、特命により、追加開発作業委託（合計契約金額：1億3,947万余円）を行っている。さらに、各病院から60件を超える改善要望があり、これらについても今後、追加開発の検討を行わざるを得ない状態にある。</p> <p>ところで、それらの追加開発の内容は、旧システムに備わっていた機能であり、平成18年に行った事業者との仕様調整で盛り込み、動作検証を十分に行っていれば、平成18年度の構築委託で開発できたものであり、当初開発費用を上回る費用を要して、追加開発を実施していることは適切でない。</p>	<p>指摘後、新たに締結した契約（「東京都病院事業財務会計システムクライアント環境変更対応作業委託」）においては、受託者との間で仕様を確定させるため打合せを実施するとともに、確実な運用確認のため、受託者と試験実施の視点を調整し、動作検証における仕様調整の結果として、試験内容を文書で提出させた。</p> <p>試験結果については、予め定めた試験項目に沿って試験を実施していることを成果物で確認し、動作検証を十分に行った。</p> <p>同委託による改修内容は、平成21年2月1日から適用し、正常に稼働している。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	契約方法を見直すなど適正に事務を行うべきもの	<p>島しょ農林水産総合センター（以下「センター」という。）は、大島事業所等とセンターとをつなぐネットワークシステム（以下「システム」という。）の運用に係る保守等について、L（以下「保守業者」という。）と特命随意契約を締結している。</p> <p>センターは、その理由を、保守業者は、センター及び事業所において設定構築を行った業者であり、システムの内容を把握している、システムのOS（オペレーティングシステム）は、大手の業者を除くと、扱えるスキルを持った技術者を有する業者が格段と少ない、ことをあげている。</p> <p>しかし、保守業者は、システムの設定構築を行っておらず、平成18年度に特命で保守業務を受託していたシステム開発業者から再委託を受けた業者である、当該OSは、一定の市場を有する一般的なものである、ことから、保守業者以外でも対応が可能である。</p>	平成21年度の契約締結に向けて、指名競争入札を実施した。この結果、平成19年度契約と比較して123万余円の経済効果が生じた。
中央卸売市場	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	<p>管理部では、「豊島市場外3か所の警備及び世田谷市場防災センター管理委託（その2）」契約をMと締結している。</p> <p>ところで、財務局経理部長通知では、契約書に添付する内訳書等には、人数及び一人当たりの単価を表示しないこととされているにもかかわらず、契約書類で所要人数を指定している。</p>	平成21年度の委託契約の仕様書では、所要人数を指定しないこととした。
建設局	スポーツ施設予約センターの特命随意契約の見直しを行うべきもの	<p>公園緑地部は、スポーツ施設予約センターにおける予約管理、抽選、利用案内等の業務を、財団法人東京都公園協会と特命随意契約により締結している。部は、特命理由として、高い機密性及び公平性の確保、「都市公園法」、「都立公園条例」等関連法規の熟知、都立公園の指定管理者であり、公園管理業務に精通していること、をあげている。</p> <p>しかし、については、当該契約の仕様書で、個人情報の保護や機密管理について規定している、及びについては業務マニュアルにより他の業者でも業務の履行ができる、ことから契約の見直しを行うべきである。</p>	平成21年度から指名競争入札によって委託業者を選定した。この結果、平成19年度契約と比較して1,645万余円の経済効果が生じた。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	地盤情報システムに係る契約事務手続きを適切に行うべきもの	<p>土木技術センターは、「地盤情報システムのシステム及びデータ維持委託」をNと特命随意契約により締結している。</p> <p>しかし、本契約の仕様書について見たところ、継続的に特命随意契約を締結していることから、具体的な作業量が明確になっていない。このため、作業量に見合った積算金額となっているかが検証できない。</p>	<p>平成21年度契約より作業量を仕様書に記載するとともに、作業量に見合った金額を算定し、適切な契約事務手続きをすることとした。</p>
建設局	単価契約工事により実施する工事等の範囲を定めるべきもの	<p>単価契約工事は、工事金額が割高なものとなっていることから、指示に当たっては内容を精査し、対象とすべきであることを慎重に判断する必要がある。</p> <p>しかし、当該工事の対象となる範囲を具体的に定めていないため、測量調査、交通量調査など単価契約工事に該当しないものを実施しており適切ではない。</p>	<p>平成20年4月に道路維持関係（単価契約）実施要領を改定し、即時性かつ小規模性のある工事・委託のみを実施するとし、新たに策定した「道路維持関係（単価契約）運用の手引き」において、単価契約工事により実施する工事範囲を具体的に定めた。</p> <p>また、その内容について、平成20年9月に各事務所等へ周知した。</p>
消防庁	業務処理委託の契約手続きを適切に行うべきもの	<p>総務部は、「電子計算機の業務処理（オペレーション）委託契約」をOと特命随意契約により締結している。</p> <p>ところで、仕様書を見たところ、委託内容は、月次又は日次の定例的な帳票出力、随時の帳票出力及び年次のデータファイル切り替え等となっており、他の業者においても行える業務であるため、本契約を特命により契約することは適切でない。</p>	<p>平成21年度の電子計算機の業務処理（オペレーション）委託契約については、競争入札による契約とした。</p>
会計管理局	ごみ収集袋の用品指定について	<p>局では、用品の指定品目の見直しを検討する等のため、利用者に毎年1回アンケートを実施している。平成19年のアンケートによれば、ごみ収集袋45の厚さを現行の0.022mmから0.02mmにしても支障がないという意見が9割以上にのぼったが、用品指定を現状の0.022mmのままとしている。</p> <p>しかし、0.02mmのごみ収集袋に変更することによって、4割程度の経費削減効果が見込まれること、大口利用者とする学校の中でも0.02mmで支障がないという意見があることから、0.02mmのごみ収集袋を試行的に供給するなどし、使用上の支障の有無を検証されたい。</p>	<p>平成20年9月にごみ収集袋のサンプル調査を実施したところ、45ごみ収集袋の厚さが0.02mmでも支障はないと、過半数から回答を得られたので、平成21年3月契約分から、当該収集袋の規格を厚さ0.02mmに変更した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	業務委託契約のあり方について見直すべきもの	<p>自動車部は、「自動車営業所電気設備保安業務委託」契約をPと特命随意契約により締結している。その特命理由として、各自動車営業所等の電気設備内容や運用状況に精通しており、施設の経年劣化に伴う各設備の効率的な修繕・更新計画を助言できること、緊急時等における対応について、連絡体制、安全体制等が組織的に整備されていること、などをあげている。</p> <p>しかし、本業務は、電気主任技術者の資格を有する者であれば履行できるものであり、Pを特命する特段の理由は認められない。</p>	<p>平成21年度「自動車営業所電気設備保安業務委託」については、競争入札により締結した。</p>
交通局	軌道モーターカーの分解整備及び定期点検に係る契約方法を見直すべきもの	<p>車両電気部では、部及びその管轄する各電気管理所において、軌道モーターカーの分解整備及び定期点検に係る契約を締結しているが、その契約形態について見たところ、指名競争入札、随意契約及び特命随意契約により契約が締結されていることが認められた。</p> <p>しかし、軌道モーターカーの分解整備及び定期点検に係る業務内容は、それぞれ同一であることから、部及び各電気管理所が特命随意契約とする特段の理由は認められない。</p>	<p>事務連絡にて、当該契約について、本局で処理する案件は指名競争に、事業所長が処理する案件は、可能な限り2者以上の者から見積書を徴するよう、車両電気部管理課長から各課長及び各事業所長に通知し、関係職員に対し周知徹底した。</p> <p>その結果、平成20年度中の契約において、本局で3件指名競争入札に、また、事業所長が処理した案件3件は、2者以上の者から見積書を徴した。</p>
交通局	契約方法及び積算を適切に行うべきもの	<p>電車部は、地下鉄駅構内壁面等特別清掃業務委託を特命随意契約によりQと単価契約しているが、契約内容について見たところ、次のとおり、不適切な点が見受けられた。</p> <p>壁面等清掃する面積は起案時に確定しており、予定価格の総額を定めることができることから、総価契約とすべきである。</p> <p>実績と比較して積算額が、341万2,600円過大なものとなっている。</p> <p>積算基準にはない材料費について、人件費の30%相当の額で別途加算している。</p> <p>この結果、積算額が約1,017万円過大なものとなっている。</p>	<p>平成21年度の契約より、総価契約に改めた。また、積算に当たり、実績を踏まえて算出を行うこととし、かつ、別途加算していた材料費の加算は行わないこととした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	業務委託契約における清掃範囲を明確にすべきもの	<p>電車部は、地下鉄駅構内壁面等特別清掃委託及び地下鉄駅施設の清掃等業務委託をRと特命随意契約により締結している。</p> <p>ところで、関係書類を見たところ、清掃範囲が明確にされていない。</p> <p>清掃範囲は、業務の指示・監督をする根拠となるものであり、履行確認を行う際の判断基準となるものであることから、明確となっていないことは適切でない。</p>	<p>地下鉄駅構内壁面等の清掃対象面積について、改良工事等による面積の変動を反映した図面の作成と、これに基づいた対象面積の算出を平成21年3月に完了した。</p>
交通局	備品の管理を適正に行うよう指導すべきもの	<p>各部及び事業所における備品の管理状況について見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。</p> <p>局会計事務規程により、作成すべきとされている備品整理簿、備品管理票及び備品登録請求伝票及び備品抹消請求伝票兼不用品廃棄処分報告書を作成していない。</p> <p>「経理事務の手引」によれば、備品管理票と現品との照合を年1回以上行うこととしているが、長年にわたり、十分に現品との照合が実施されていない。</p> <p>このため、現品と固定資産台帳記載内容との間に相違が生じている。</p>	<p>局業務監察において、会計課職員が備品の管理を適正に行うよう指導し、事業所の物品管理事務についての意識及び実務能力の向上を図った。</p> <p>また、各部・所における現品と備品管理票及び固定資産台帳との照合作業を、平成21年3月末日までに完了した。</p>
下水道局	職員住宅における駐車場の管理を適切に行うべきもの	<p>職員住宅敷地内に設置されている駐車場の使用を希望する入居者は、申し込み手続きを行い、使用承認後、使用料を支払うこととされている。</p> <p>しかし、入居者が駐車場を使用しているにもかかわらず、使用申請をしなかったため、平成19年度において、2台分の使用料が2年近く未納となり、遡って未納金額（合計77万9,000円）を徴収している事例が認められた。</p> <p>部は、駐車場の適正使用を図るため、駐車場台帳の整備や使用状況の調査方法について定めるなど、職員住宅における駐車場の管理を適切に行われた。</p>	<p>平成20年6月に東京都下水道局職員住宅内駐車場設置要綱を改正し、同年8月に駐車場台帳を整備した。</p> <p>さらに、同年10月に「職員住宅敷地内における駐車場管理の徹底について」で定期的な使用状況調査について定め、調査を実施した。</p>
教育庁	同種の業務委託について積算基準を作成すべきもの	<p>東部学校経営支援センター、中部学校経営支援センター及び西部学校経営支援センターが行っている業務委託契約の予定価格の積算について見たところ、特段の理由がないにもかかわらず、同種の業務内容について、単価、単位時間及び諸経費率が相違している状況が認められた。</p>	<p>都立学校教育部及び学校経営センターは、都立学校における同種の業務委託について、仕様の統一、単価の共通化、積算方法の共通化などを行い、全都立学校に周知し、平成21年度準備契約から適用した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	自動販売機の設置に伴う使用許可に係る取扱いを適正に行うべきもの	<p>東京都教育財産管理規則によれば、教育財産は、公用又は公共用、施設利用者の利便施設設置などのために使用する場合は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。また、教育財産を使用するものに対しては、必要な経費（以下「光熱水費」という。）を負担させなければならないとしている。</p> <p>ところが、庁は、都立学校における自動販売機の設置について、通知等によりその取扱いを定め、PTA、又はこれに準ずる団体（以下「PTA等」という。）、PTA等以外の者で、PTA等の設置する自動販売機に物品を納入している実績がある者に限り、使用許可を行っている。また、光熱水費については、庁が定めた計算方法に基づき減額して徴収している。</p> <p>しかし、許可対象を限定していること及び光熱水費を減額することについて、特段の理由は認められない。</p>	自動販売機の設置について、許可対象の限定及び光熱水費の減額の取扱いについては、東京都教育財産管理規則に準じた内容に見直しを行い、平成21年1月に、都立学校に対して通知した。

〔平成19年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
財務局	公有財産について <土地>	土地 1,204.81㎡(都市整備用地)が過大に登載されている。	平成20年12月に、公有財産増減異動通知書により、会計管理者に通知した。
都市整備局	会計処理について	(款)諸収入(項)延滞金及加算金(目)延滞金(生活再建資金にかかる延滞金)の収入済額が1万円記載漏れ、(款)諸収入(項)貸付金元利収入(目)都市整備費貸付金元利収入(生活再建資金)の収入済額が1万円過大に記載されている。	(款)諸支出金(項)諸費(目)過誤納還付金から1万円支出し、(款)諸収入(項)延滞金及加算金(目)延滞金(生活再建資金にかかる延滞金)へ充当するという処理を行い、訂正した。
環境局	公有財産について <建物>	建物 6.29㎡(秩父多摩甲斐国立公園大塚山便所)が過大に登載されている。	平成20年12月に「公有財産増減異動通知書(平成20年度上半期分)」により、会計管理局長に通知した。
福祉保健局	公有財産について <建物>	建物 987.09㎡(自立支援センター墨田寮)が過大に登載されている。	平成20年12月に、除却払の処理を行い、会計管理局長へ公有財産増減異動を通知した。
建設局	公有財産について <物権>	・ 地上権 33.57㎡(街路整備事業用地)が過大に登載されている。 ・ 地役権 33.57㎡(街路整備事業用地)が登載漏れとなっている。	平成20年10月に、公有財産増減異動通知書により会計管理局長に通知した。

〔平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	都営住宅等の管理業務の対象を精査するとともに、これを明確にすべきもの	<p>局は、管理業務の対象施設を、都営住宅等及び共同施設として、対象施設一覧により示しているが、次のような問題点が認められた。</p> <p>庁舎跡地や独立した住宅跡地など、公の施設に該当しないものについても、管理業務の対象としている。</p> <p>住宅及び駐車場の管理面積、建物の規模等が記載されておらず、管理業務の対象が明確になっていない。</p>	<p>独立した住宅跡地の取り扱いについては、平成21年度から、業務委託により管理するよう委託契約を締結した。</p> <p>指定管理者との協定に、管理対象団地の棟数、構造及び管理戸数等、駐車場の種別の記載を追加した。</p>
都市整備局	都営住宅等の利用者満足度の把握・検証を適切に行うべきもの	<p>局は、居住者等の利用者満足度を把握するため、東京都住宅供給公社が実施しているアンケートを利用することとしたものの、窓口センター利用者アンケートのみを利用し、居住者アンケートは、管理業務以外の項目が混在していることや回答数が少ないとして利用していない。</p> <p>そのため、居住者アンケートに含まれている管理業務については、利用者満足度が検証できない状況となっている。</p>	<p>巡回管理人の定期訪問対象世帯数を基に、一般的な統計処理方法により、必要なサンプル数を設定した。</p>
都市整備局	都営住宅使用料等の調定を適切に行うべきもの	<p>局は、東京都住宅供給公社からの報告に基づいて、毎月、都営住宅使用料の調定を行っているが、調定収入変更額について、妥当か否かを検証せずに、報告された金額をそのまま使用料等として調定をしていることが認められた。</p>	<p>平成21年1月の特例調定より、調定額の変更のあったものについて、変更事由ごとのデータ抽出をシステム業者に依頼し、このデータに基づき検証を実施した。</p>
都市整備局	都営住宅等の管理対象施設における財産の管理を適切に行うべきもの	<p>局が基本協定により、指定管理者に管理させている財産のうち、公有財産に該当するものは、公有財産台帳に記載すべきであるが、基本協定の財産と公有財産台帳を突合したところ、相違している事例が認められた。</p>	<p>実態を調査し、財産台帳に登録されていないものは、すべて登録した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	社会福祉施設等の管理対象施設における財産の管理を適切に行うべきもの	<p>局が基本協定により、指定管理者に管理させている財産のうち、公有財産に該当するものは、公有財産台帳に記載されるべきであるが、基本協定の財産と公有財産台帳を突合したところ、相違している事例が認められた。</p>	<p>登録が漏れていた財産については、状況を確認のうえ、登録した。</p> <p>また、基本協定と財産システムの相違についても確認をし、基本協定で管理している財産の情報を修正した。</p>
福祉保健局	社会福祉施設等の管理対象施設における物品の管理を適切に行うべきもの	<p>局が、基本協定により、指定管理者に管理させている物品は、備品として登録されるべきであるが、次のような問題点が認められた。</p> <p>局は、指定管理者に、年度末現在の重要物品（100万円以上の備品）の状況を報告させているが、報告と備品登録データを照合していない。</p> <p>局が所管する物品については、財務会計システムのデータファイルに記録して整理しなければならないが、各施設の物品の管理について見たところ、不適切な事例が認められた。</p> <p>また、東部療育センターにおいては、100万円未満の物品について、財務会計システムによらない管理を行っているが、これは、平成17年度の東部療育センター開設に伴う購入物品についてのみ認められたものであり、平成18年度以降については、原則どおり、財務会計システムによる管理が必要である。</p>	<p>物品の現状を確認し、一覧表の修正及び財務会計システムへの登録、削除処理を実施した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	駐車場の管理業務の内容を精査すべきもの	<p>局は、財団法人東京都道路整備保全公社が管理運営する八重洲駐車場外4施設においては、飲料類自動販売機の占用許可を行い、管理業務の範囲から除外する一方、S、Tが管理運営する中野駐車場及び三田駐車場においては、管理業務の範囲内で飲料類自動販売機を設置させている。</p> <p>ところで、当該駐車場における利便施設の設置状況・管理運営について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>局は、駐車場利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制とし、収入額から管理運営経費額を減じた額を都に納入するとしているが、中野駐車場及び三田駐車場の自動販売機については、取扱いが協定書で規定されていないため、収支が納入金額の算定に反映されておらず、管理業務内容の精査が十分に行なわれていない。</p> <p>利便施設の管理運営を公の施設として指定管理者に行わせるべきか否かは、その設置目的等から判断すべきであるが、公社が従前から管理している施設と新たに会社が指定管理者となった施設とで、その取扱いが異なっていることは、納付金額の算定条件に差が生じることから、公平性に欠けるものとなっている。</p>	<p>駐車場施設内の飲料類自動販売機については、統一的に管理業務の範囲外として取り扱うこととし、各指定管理者との調整を進めた。</p> <p>三田駐車場については、平成20年度から行政財産の使用許可とし、使用料を徴収した。</p> <p>中野駐車場については、中野区との調整の結果、都営駐車場を廃止して、区に引き渡した。このため、中野駐車場が廃止される平成21年3月31日をもって自動販売機は撤去した。</p>
港湾局	海上公園等の管理対象施設の財産の管理を適切に行うべきもの	<p>局が基本協定により、指定管理者に管理させている財産のうち、公有財産に該当するものは公有財産台帳に記載されるべきであるが、基本協定に記載されている財産と公有財産台帳とを突合したところ、相違している事例が認められた。</p>	<p>指摘の20件のうち、1件については、平成20年1月に撤去済みのため、台帳作成は不要となり、他の19件については、台帳の整備を行った。</p>

〔平成19年行政監査（公共交通機関の整備・運営について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局 （東京臨海 高速鉄道株 式会社）	窓口現金 引継簿の活 用について	<p>会社では、窓口締切時の現金有り高が窓口締切直前の引継時の現金有り高よりも減少しているが、その原因が明らかでない事例が見受けられた。</p> <p>窓口で収受した不足運賃は売上データとして自動的に入力されないことから、できる限りその適正性を担保するため、現金有り高を記録する窓口引継簿を利用する必要がある。</p>	<p>各時間毎の窓口現金の有り高が一目でわかるよう、「窓口現金引継簿」の様式を改善した。</p> <p>また、2時間毎に2名で現金の有り高を確認することとし、業務研修で上記の趣旨を駅助役及び駅務係員に周知徹底した。</p>
港湾局 （株式会社 ゆりかもめ）	締切作業 の手順につ いて	<p>ゆりかもめの各駅では、毎日の運賃収入を回収し、その金額や発売額を確定する作業（以下「締切作業」と言う。）を行っているが、自動券売機・自動精算機の締切状況をみたところ、平成19年10月の締切実施回数175回のうち、77回で過不足金が発生するなど、締切作業の精度に問題が発生している。</p> <p>ゆりかもめは、過不足金発生率の高さを認識し、締切作業の手順を見直す必要がある。</p>	<p>締切作業における過不足金発生率について、継続的に日々の確認等の徹底を図った結果、監査時の44%から1年後の平成20年10月に8.7%となり、平成21年1月においては、1.5%までに減少した。</p>

〔平成19年財政援助団体等監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化スポーツ局 (財団法人東京都歴史文化財団)	ワンダーサイト事業の棚卸資産に係る会計処理を適正に行うべきもの	<p>財団は、ワンダーサイト展覧会のカタログ等複数の商品を作成し、商品払出の際、一部の商品については広告宣伝費、他の商品については商品費(売上原価)として処理している。また、棚卸において不足していた商品の原価を全て広告宣伝費として処理している。</p> <p>しかし、商品の払い出しについては、贈呈、販売、減耗等といった原因に応じ、広告宣伝費、売上原価、棚卸減耗費等の科目を用いて経理すべきである。</p>	<p>財団は、平成20年度から商品ごとの在庫管理表を作成し、払出の原因に応じた科目による経理を行うとともに、毎月末に棚卸を実施するなど、適切に会計処理を行っている。</p>
福祉保健局	補助金交付に係る検証等を適切に行うべきもの	<p>局は、院内保育施設を運営する医療法人等に対し補助金を交付している。</p> <p>この補助金交付状況等について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。</p> <p>保育日誌の記入に当たり、補助金の算定基準に係る事項の記載方法、内容等を要綱等で明記していない。</p> <p>病院に対して、委託業者からの報告内容の検証を行わずに、補助金の実績報告を提出させている。</p> <p>病院に対して、委託業者から提出された実績報告の根拠となる書類の管理を指導していない。</p> <p>このため、実績報告内容の正確性が確認できず、交付された補助金の妥当性が検証できない。</p>	<p>平成20年度要綱改正し、様式に「出勤簿及び保育日誌等照合済み」欄を設け、事務担当者への事務の適正処理の徹底を図った。</p> <p>また、交付申請書提出前に説明会を開催、あわせてマニュアル等を配布し、周知徹底を図った。</p>
福祉保健局	補助事業者に対する指導を適切に行うべきもの	<p>局は、都知事の認可を受けた保育所及び東京都認証保育所事業実施要綱に規定する認証保育所を設置する事業者に対して、1施設当たり60万円を限度として運営費を補助している。</p> <p>この補助金の交付状況等について見たところ、事業者の決算書等において、補助金の収入及び支出状況が明確でないために、補助金が事業目的に従って、適正に使用されているかどうかを確認できない状況となっている。</p>	<p>平成20年度の補助金交付要綱の制定に当たり、実績報告書や予算書抄本、決算書抄本に取組別の欄を新設し、交付対象事業となる取組ごとに人件費・事業費・事務費欄を設けた。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部 (財団法人 東京都保健 医療公社)	医事業務 等委託の契 約方法を競 争契約に見 直すべきも の	<p>大久保病院、多摩北部医療センター及び荏原病院における業務委託契約について見たところ、公社に移管される以前から特定の業者と長年にわたり特命随意契約を継続しており、契約の公正性、経済性の観点から不適切な状況が認められた。</p> <p>公社は、平成17年財政援助団体等監査においても同様の指摘をされており、公社が、特命随意契約について統一的な指導を十分に行っていないことは適切でない。</p>	<p>指摘を受けた13契約のうち、各病院の医事業務委託及び大久保病院の物流委託を除いた9契約については、平成20年度契約から、残りの4契約についても平成21年度から、競争による契約方法に改めた。</p> <p>その結果、指摘当時と比較し、1,795万余円の経済効果が生じた。</p>
下水道局 (東京都下 水道サービ ス株式会社)	余剰資金 の有利な運 用について 検討すべき もの	<p>会社は事業で必要な運転資金を普通預金(無利息型)や流動性が比較的高い投資信託(以下「MMF」という。)等で管理しているが、その残高状況を見たところ、普通預金とMMFの合計額が、8億円を超えており、利率の低い資金に余剰が生じている。</p> <p>余剰資金については、より有利な資金運用をすることが望まれる。</p>	<p>平成20年7月に東京都下水道サービス株式会社資金管理要綱を策定し、資金管理計画を定め、資金運用を行った。</p>

〔平成19年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
都市整備局	<p>躯体の健全性に基づきスーパーリフォーム事業の対象団地を定めるべきもの</p>	<p>局は、都営住宅を対象として、70年間利用できるようスーパーリフォーム事業を実施しているが、居住者の安全確保や住宅の有効活用のためには、まず、躯体の健全性を検証し、躯体が将来にわたって利用できる場合にスーパーリフォーム事業の対象とし、健全でない場合には、優先的に建て替える対象とするべきである。</p> <p>しかし、局は、各団地建物の健全性を把握することなく、スーパーリフォーム事業の対象を定めており適切でない。</p> <p>局は、耐震改修促進計画に基づく耐震診断を速やかに実施し、躯体の健全性を十分に判断したうえでスーパーリフォーム事業の対象とされたい。</p>	<p>耐震改修促進計画に基づき、都営住宅の耐震診断を実施し、平成20年度のスーパーリフォーム事業団地選定に当たっては、耐震診断の結果等を選定会議に付議し、躯体の健全性を検証した。</p>
都市整備局	<p>退去者滞納債権の徴収事務を適切に行うべきもの</p>	<p>局は、住宅使用料等の滞納債権（以下「退去者滞納債権」という。）について、指定管理者に徴収事務を行わせているが、指定管理者が徴収できなかった退去者滞納債権のうち、150件を主税局に依頼して徴収及び財産調査を行ってきた。</p> <p>しかし、主税局における徴収事務は平成18年度で終了したことから、平成19年度以降は、局において財産調査等を行い法的措置をとるかどうかを判断しなければならないが、それを行っていない。</p>	<p>退去者滞納のうち法的措置を行う案件について、選定方針を定め、法的措置を行う態勢を整え、対象案件を27件抽出し、支払督促など法的措置を行った。</p>
都市整備局	<p>契約違約金に係る滞納債権の徴収事務を適切に行うべきもの</p>	<p>東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所は、工事請負者が工事請負不能届を提出したため、契約を解除し契約違約金を調定しているが、収入未済となっている。</p> <p>督促状の送付、文書・電話・訪問等による催告を行っても納付の見込みが立たない場合には、財産調査を行い、支払督促及び差押え等の法的措置または徴収停止の意思決定を行うことが必要であるが、所は、それら必要な手続を行っていない。</p>	<p>収入未済となっている4件について、代表者の所在確認や財産調査を実施したところ、徴収困難であるため、徴収停止等とした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	診療報酬の請求等を適切に行うべきもの	<p>医療政策部（以下「部」という。）は東京都リハビリテーション病院（以下「病院」という。）の管理運営を、指定管理者である社団法人東京都医師会に行わせている。</p> <p>ところで、診療報酬の請求事務等について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。</p> <p>平成18年4月の診療報酬改定の際、指定期限までに、所定の届出を提出しなかったため、4月から6月までの診療報酬請求ができず、診療報酬額が減収となった。また、減収額の全額を正確に把握していない。</p> <p>病院は、診療報酬改定に伴う届出が完了したものと誤認したため、社会保険診療報酬支払基金等（以下「基金等」という。）から支払いを受けたことにより、基金等に対して、診療報酬額を返還する必要性が生じた。また、患者に対しても加算金を付加して還付する事務が生じた。</p> <p>しかし、部は、病院から返還額や還付金の報告は受けているものの、金額を正確に把握していない。</p> <p>また、基金及び患者への返還、還付について記録管理を行っていないため、支払状況、進捗状況が確認できない。</p>	<p>返還額及び還付額並びに減収額については、新・旧の診療報酬明細書と診療報酬請求修正管理一覧表とを1件別に検証し、妥当であると把握した。</p> <p>基金等への返還状況は、平成20年7月までに全保険者から診療報酬明細書が返戻され、同年8月までに再請求の処理を終了し、還付金等については、対象者全員に還付した。</p> <p>また、病院からの毎月の診療報酬の収入報告の際に、調定情報に係る関連資料を添付させ、これにより、部が適切な未収金管理等の状況把握を行っていく。</p>
病院経営本部 （豊島病院）	特定保険医療材料費の請求を適切に行うべきもの	<p>医科診療報酬点数表よれば、手術に当たって保険医療材料（以下「特定保険医療材料」という。）を使用した場合の手術の費用は、当該手術の所定点数に加えて、使用した特定保険医療材料の所定点数を請求することとされているが、豊島病院における特定保険医療材料を使用した手術等に係る診療報酬の請求について見たところ、請求もれ等の不適切な事務処理が認められた。</p>	<p>平成19年3月、同年11月、及び平成20年12月に再請求を行った。</p>
病院経営本部 （サービス推進部）	特定保険医療材料費の請求を適切に行うべきもの	<p>医科診療報酬点数表によれば、手術に当たって保険医療材料（以下「特定保険医療材料」という。）を使用した場合の手術の費用は、当該手術の所定点数に加え、使用した特定保険医療材料の所定点数を請求することとされている。</p> <p>ところで、病院における特定保険医療材料を使用した手術等に係る診療報酬の請求について見たところ、請求もれ等の不適切な事務処理が認められた。</p> <p>この特定保険医療材料については、前回監査（平成18年）においても同様の指摘をしていることから、サービス推進部は実効性のある再発防止策を検討されたい。</p>	<p>本部では、平成20年10月に実施した自己検査の結果を踏まえて、同年11月及び12月開催の医事専門副参事会で再発防止策をとりまとめた。</p> <p>その後、平成21年3月に各病院担当者に対して、再発防止策等に関する説明会を開催し周知を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	仮設建築物の使用に係る事務手続を適正に行うべきもの	<p>管理部は、平成2年3月に、築地市場内青果物卸売場2階部分に仮設事務所を設置し、「新市場建設室仮設事務所の賃借」契約を締結している。</p> <p>ところで、この仮設事務所は、建築基準法に定める仮設建築物に該当し、部は区の許可を受けることとなっているが、設置時に許可申請を行っておらず、現在に至るまでこのような状態のまま使用している。</p>	<p>新市場建設課の事務室は、平成20年12月に築地市場青果部本館3階へ移転した。</p> <p>仮設事務所の賃借については、平成21年1月末に契約を満了しており、仮設建築物も撤去済である。</p>

〔平成18年度決算審査（公営企業各会計）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	不納欠損処分に係る事務処理等を適切に行うべきもの	<p>本部では、診療費の未収金について、督促から3年が経過した場合などに不納欠損処分を行っているが、広尾病院、墨東病院及び駒込病院の不納欠損処分について見たところ、時効が完成していないにもかかわらず、不納欠損処分を行っている不適切な事例が認められた。</p> <p>また、現状では、不納欠損処分に当たり債務者の状況を調査するなどの規定はないが、経済状態の改善など状況が変化している可能性もあることから、不納欠損処分を行う場合には、債務者の状況について再調査を行われない。</p>	<p>不適切な不能欠損処分については、平成19年度に過年度損益修正を行い、未収金として計上した。また本部では、3病院の困難な事案（69人分・217件）について、臨戸等の再調査を実施した。</p>
港湾局	暫定駐車場用地貸付地の減額措置を早急に見直すべきもの	<p>局は、平成14年3月に「臨海地域開発財政基盤強化プラン」を作成し、土地の売却、長期貸付、暫定貸付などを行い、その収入によって都債償還時期を大幅に早めるとしている。</p> <p>ところで、月極駐車場として貸付けている土地について見たところ、局は、財団法人東京港埠頭公社に50%減額して土地を貸付けている。収入確保を図らなければならない状況にある局が、貸付料金を50%減額していることは適切でない。</p>	<p>暫定駐車場用地貸付の減額措置については、平成20年度分から廃止した。</p>
下水道局	環境負荷の軽減や経済性に一層留意すべきもの	<p>局は、電力の供給を、これまでVから受けてきているが、電気事業法の改正により、新たに電気事業に参入した事業者（特定規模電気事業者、以下「PPS」という。）からの電気の購入が可能となった。</p> <p>その結果、複数のPPSと交渉を行うことにより、より安価な電力の供給を受けることが期待できることとなった。</p> <p>局は、電力受給のあり方について、これまでも調査・検討を行ってきたところであるが、上記のような電力自由化に伴う状況を踏まえ、環境負荷の軽減や経済性に一層留意されたい。</p>	<p>毎年度、電気事業者の実績等について調査を実施し、エネルギー事情や社会情勢などから総合的に検討して電気事業者を選定することとし、平成21年2月に関係部署に通知した。</p>

〔平成18年行政監査（病院における収入管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	レセプトの精度管理を適切に行わせるべきもの	<p>病院は、レセプトの記載内容が適切であるかを調査することを主な内容とする精度管理を受託者に行わせているが、その報告内容を見たところ、次のとおり、不適切な状況が認められた。</p> <p>レセプトを単独で検査している場合等、検査方法が適切さを欠く</p> <p>検査件数の設定について、設定根拠を示していない</p> <p>検査の結果として誤りを発見した案件を問題状況として報告しているのみで、問題点、具体的な発生予防対策を報告していない</p> <p>前年度に行った精度管理の結果、改善されているのか、依然として同様の誤りを犯しているのかについて報告がない。</p> <p>また、病院は、受託者が精度管理調査の結果、どのような対策を行い、請求漏れを予防できる態勢を整えたかについて確認を行っていない。</p>	<p>各病院の受託者は、適切な精度管理調査を実施し、精度管理報告書を病院に提出している。</p> <p>各病院は、その報告書に示された請求もれ等の問題点に対し、発生予防策を実施させるため、改善状況確認表を作成し進行管理を行っている。</p>
病院経営本部	出力帳票の内容を病院が適切に評価できる態勢を整えるべきもの	<p>病院は、医事会計システムの多種多様な出力帳票について、その内容がどのようなデータを元に作成されているかを把握できず、また、一部出力帳票のデータ誤りの原因が長期間判明しないなどの問題が生じている。</p> <p>これは、本部が、システム導入後、帳票のデータの確認に必要な帳票設計書等の資料を病院に備えず、あるいは、これを把握できるような態勢を整えていないためである。</p>	<p>平成21年2月に各病院に医事会計システムの帳票仕様書を配布した。また、平成21年3月に局の業務揭示版に帳票仕様書を掲載し、各病院で適切な評価を行える態勢を整えた。</p>

〔平成18年行政監査（都の土地及び建物の管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	土地の貸付契約を適正に行うべきもの	<p>昭和50年に定められた特別区事務事業移管等措置要綱（都区協議会）によれば、昭和50年4月1日付けで特別区に移管される事務事業に供される公有財産については、原則として都から当該特別区に無償譲渡するとされ、当該公有財産の状況を勘案した上で、無償貸付けの方法も考慮するとしている。</p> <p>ところで、建設局が所管する旧大六天排水場の敷地について見たところ、移管当時、本敷地は、堤防整備事業予定地であり、都用地としておく必要があるため、無償貸付けの処理を行ったが、平成元年4月1日以降、契約更新手続が行われていないことが認められた。</p>	<p>本件地を堤防整備事業予定地として、都用地にしておく必要があるか精査した結果、堤防整備事業の新河川区域内に含まれないことがわかった。</p> <p>また、特別区事務事業移管等措置要綱の原則に基づき、特別区に土地を無償譲渡することが可能との財務局の見解を得た。</p> <p>このため、平成21年3月31日に、足立区に無償譲渡する方針を決定した。</p>

〔平成18年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局（児童相談センター）	事務処理マニュアルを整えた上で適正な徴収事務を行うべきもの	<p>局における収入未済金の徴収事務について見たところ、適正でない事務処理が多数見受けられた。</p> <p>局は、債権管理にかかる規定を定め、また、標準的に行うべき徴収事務について事務処理マニュアルを作成されたい。</p>	<p>総務部作成の債権管理事務処理要綱及び滞納整理事務処理マニュアルに基づき、平成21年2月に「児童福祉施設等措置費徴収金に係る滞納整理事務処理マニュアル」を制定した。</p> <p>今後は、これに基づき、適正な徴収事務を行っていく。</p>

〔平成17年財政援助団体等監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部 （財団法人 東京都保健 医療公社）	委託契約 を適切に行 うべきもの	<p>病院の委託契約を見たところ、次のとおり、同一事業者と長期にわたって特命随意契約が締結されており、契約の公正性、経済性の観点から適切ではない。</p> <p>東部地域病院では、臨床検査業務委託契約を、平成2年度の開院以来、同一事業者と特命随意契約により継続して締結している。</p> <p>多摩南部地域病院では、医事業務委託、外来病棟事務委託、収納事務委託の3契約を、平成9年度に指名競争入札で決定した事業者と平成10年度以降継続して特命随意契約により締結している。また、この3契約の予定価格の積算を見ると、前年度契約額の1%引きとしており、積算の内訳が明らかとなっていない。</p>	<p>東部地域病院では、平成19年1月から臨床検査業務委託（単価）を競争による契約方法に改めた。</p> <p>多摩南部地域病院では、外来病棟事務委託及び収納業務委託については平成20年度から、また、医事業務委託については平成21年度から、競争による契約方法に改めた。この結果、平成16年度契約と比較して1,287万余円の経済効果が生じた。</p>
病院経営本部 （財団法人 東京都保健 医療公社）	職員住宅 の借上戸数 について、 その必要性 を十分に検 討し借り上 げるべきもの	<p>多摩南部地域病院では、病院敷地内に看護職員等職員住宅60室、医師職員用家族住宅6室を設置しているが、職員住宅の入居状況は、看護職員等職員住宅、医師職員用家族住宅の合計で、平成15年度15室、平成16年度19室が年間を通じて入居しておらず、平成17年度においても13室が監査日（平成17.10.24）現在、空家となっている。</p> <p>一方、病院は、院外に職員住宅を27戸、民間から借り上げており、この借上住宅への入居戸数は、平成15年度24戸、平成16年度22戸、平成17年度17戸であることから、借上住宅の入居者の多くが、院内の職員住宅に入居することが可能である。</p> <p>病院は、職員住宅の借上戸数について、その必要性を十分に検討し借り上げを行われたい。</p>	<p>平成20年9月から公社事務局及び多摩南部地域病院の職員で構成する借上住宅改善検討会で検討を行ってきた結果、借上住宅にかかる賃貸借契約の全部解約を行い、院内職員住宅の有効活用を図ることとした。</p> <p>平成21年3月、全部解約について覚書を取り交わした。</p>